

第 2 期高松市教育振興基本計画 (案)

高 松 市
高松市教育委員会

はじめに

.....
.....

平成28年3月

高松市長 大西 秀人

第2期高松市教育振興基本計画の策定にあたって

.....
.....

平成28年3月

高松市教育委員会

第2期高松市教育振興基本計画（案）の構成

【総 論】

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	我が国を取り巻く状況	
(1)	少子化・高齢化による社会全体の活力の低下	1
(2)	グローバル化の進展	2
(3)	雇用環境の変容	2
(4)	地域社会や家族関係の変容	2
(5)	格差の再生産・固定化	2
(6)	地球規模の課題への対応	2
5	本市教育の状況	
(1)	人口	3
(2)	児童生徒数、学校数	4
(3)	学校教育の充実	
■	学校生活	4
■	確かな学力の育成	7
■	豊かな心と体を育てる教育の推進	8
■	教員の資質向上と教育指導体制の充実	13
■	期待される施策	14
(4)	学校教育環境の整備	
■	学校教育施設の整備	16
■	教育機能と就学支援の充実	17
(5)	子どもの安全確保	
■	子どもの安全対策の推進	17
■	子どもの交通安全対策の推進	17
(6)	青少年の健全育成	
■	子どもの体験活動の充実	18
■	青少年の健全育成の推進	19
(7)	家庭・地域の教育力の向上	
■	学校・家庭・地域の連携強化	20
■	家庭及び地域の教育力向上の推進	21

(8) 生涯学習の推進	
■学習機会の充実	21
■学習施設・機能の充実	22
6 第1期計画の成果と課題	24
7 基本理念	25
8 基本目標	26
9 施策体系	27
10 重点取組事項	28

【各論】

I 学校教育の充実

1 確かな学力の育成

(1) 総合的な学力向上の推進	31
(2) キャリア教育の推進	32
(3) 英語教育の推進	33
(4) 情報教育の推進	34
(5) 環境教育の推進	35
(6) 特別支援教育の推進	36
(7) 高等学校教育の推進	37

2 豊かな心と体を育てる教育の推進

(1) 道徳教育の推進	39
(2) 暴力行為、いじめ対策等生徒指導の充実	40
(3) 不登校の子どもへの支援	41
(4) 運動に親しむ習慣づくりと体力の向上	42
(5) 食育の推進と心身の健康づくり	43
(6) 学校人権教育の推進	44
(7) 小中一貫・連携教育の推進	45
(8) ふるさと教育の推進	46
(9) 読書活動の推進	48
(10) 体験活動の推進	49
(11) 就学前教育の充実	50

3 教員の資質向上と教育指導体制の充実

(1) 子どもと向き合う環境づくり	53
(2) 教員の資質向上	54

(3) 学校評価の推進と学校運営の改善……………	55
Ⅱ 学校教育環境の整備	
1 学校教育施設の整備	
(1) 学校教育施設の整備……………	56
2 教育機能と就学支援の充実	
(1) 教材・図書の整備……………	58
(2) 学校の情報化の充実……………	59
(3) 教育に関する研究成果の蓄積・活用……………	59
(4) 奨学金事業等の推進……………	60
Ⅲ 子どもの安全確保	
1 子どもの安全対策の推進	
(1) 子どもの安全対策……………	61
2 子どもの交通安全対策の推進	
(1) 子どもの交通安全対策……………	63
Ⅳ 青少年の健全育成	
1 子ども体験活動の充実	
(1) 放課後や週末の体験・交流活動の場づくり……………	64
2 青少年の健全育成の推進	
(1) 子どもが安心できる場所づくり……………	65
(2) 青少年の非行防止活動の推進……………	66
(3) 情報モラル教育の推進……………	67
Ⅴ 家庭・地域の教育力の向上	
1 学校・家庭・地域の連携強化	
(1) 家庭・地域と一体となった学校の活性化……………	68
2 家庭及び地域の教育力向上の推進	
(1) 家庭の教育力の向上……………	70
(2) 地域の教育力の向上……………	71
Ⅵ 生涯学習の推進	
1 学習機会の充実	
(1) 学習機会の充実……………	72
2 学習施設・機能の充実	
(1) 学習施設・機能の充実……………	73

【計画の推進】

- 1 計画の進行管理……………77
- 2 関係部局、関係機関との連携……………77

【施策の目標】

- 1 施策の目標……………81

【資料】

- 1 高松市教育委員会主要計画等の策定状況……………89
- 2 第1期計画の施策の目標に掲げた項目の進捗度……………90
- 3 策定経過……………93
- 4 設置要綱……………94
- 5 用語の解説……………98

総論

1. 計画策定の趣旨

平成18年12月に施行された、改正教育基本法第17条において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は基本的な計画を策定することが義務付けられました。

また、地方公共団体に対しても、策定について努力義務を課せられたことから、本市においては、22年3月に「高松市教育振興基本計画」を策定し、この計画の基本理念に基づき「生きる力」を身につけた子どもたちを育成するとともに、「第5次高松市総合計画」の政策である「生きる力を育む教育の充実」の実現に向け、学校教育を中心とした各施策・事業に取り組んできたところです。

このような中、国においては、25年6月に「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」などのビジョンを掲げた第2期教育振興基本計画が策定され、本市においても、現行の高松市教育振興基本計画の計画期間が27年度をもって満了するため、近年の少子高齢化や社会情勢の急激な変化などを踏まえ、現計画の評価に基づく施策の改善を図り、本市の教育のめざすべき方向と、その実現に必要な施策を、総合的・体系的に示すため、「第2期高松市教育振興基本計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

この計画は、本市の市政運営の基本方針である「第6次高松市総合計画」の教育に関する分野別計画として位置付けるとともに、本計画を平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」で策定を規定された「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」に位置付けることとし、学校教育を中心とした、本市教育のめざすべき方向と、その実現に必要な施策を示すとともに、教育に関わる他の分野別計画と連携を図りつつ、広く市民の理解と協力を得る中で、学校、家庭、地域及び関係団体と一体となって施策を推進するものです。

3. 計画の期間

計画期間は、平成28年度から平成35年度までの8年間とします。ただし、様々な状況の変化により、見直しの必要が生じた場合においては、国・県の動向を見極めながら、適宜、計画の見直しを行っていきます。

4. 我が国の教育を取り巻く状況

(1) 少子化・高齢化による社会全体の活力の低下

2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少し、そのうちの約4割が65歳以上の高齢者になることが予想されています。このような急激な少子化・高齢化の進展により、生産年齢人口の減少、我が国経済の規模の縮小、税収の減少、社会保

障費の拡大などが懸念されており、早急な対応が迫られています。

（２）グローバル化の進展

世界は、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しています。

（３）雇用環境の変容

サービス産業の拡大、国籍を問わない人材採用、成果・能力主義の賃金制度の導入など、かつてのような終身雇用・年功序列といった一律横並びの雇用慣行が変容しつつあり、従来の企業内教育による人材育成機能の低下が懸念されています。また、就職ミスマッチの問題を背景として、若年者の失業率・非正規雇用の割合が増加するなど、雇用情勢は厳しさを増しています。

（４）地域社会や家族関係の変容

都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を背景にして、地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能、家庭の教育力、子育て力の低下が指摘されています。人々の孤立化が懸念されるとともに、我が国において培われてきた文化・規範の次世代への継承が困難になるおそれがあり、規範意識の低下といった教育上の問題の一因にもなっています。

（５）格差の再生産・固定化

地方の衰退・疲弊など地域間の格差、世代間・世代内の社会的・経済的格差、さらには希望の格差の一層の進行が指摘されており、教育やその後の就業の状況とあいまって格差の再生産・固定化が進行し、社会の活力低下や不安定化につながるものが懸念されています。

（６）地球規模の課題への対応

環境問題、食糧・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しています。かつてのような物質的な豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが求められています。

5. 本市教育の状況

平成２２年に策定した高松市教育振興基本計画において、９つの施策の基本方向と、３２の具体的な施策の展開をたて、各般の取組を進めてきたところですが、本計画の策定にあたり、各種アンケート調査や、教育関連のデータ・資料等を踏まえて、次のとおり取りまとめました。

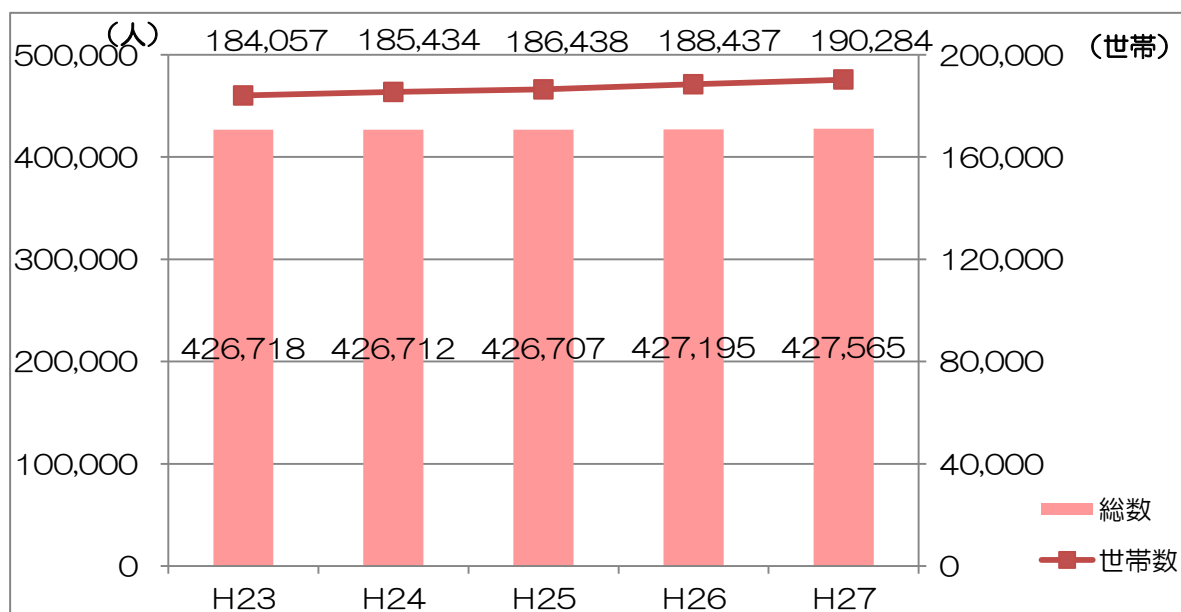
なお、掲載したデータの出典等について、この章の最後に記載しています。

(1) 人口

住民基本台帳人口 各年4月1日現在

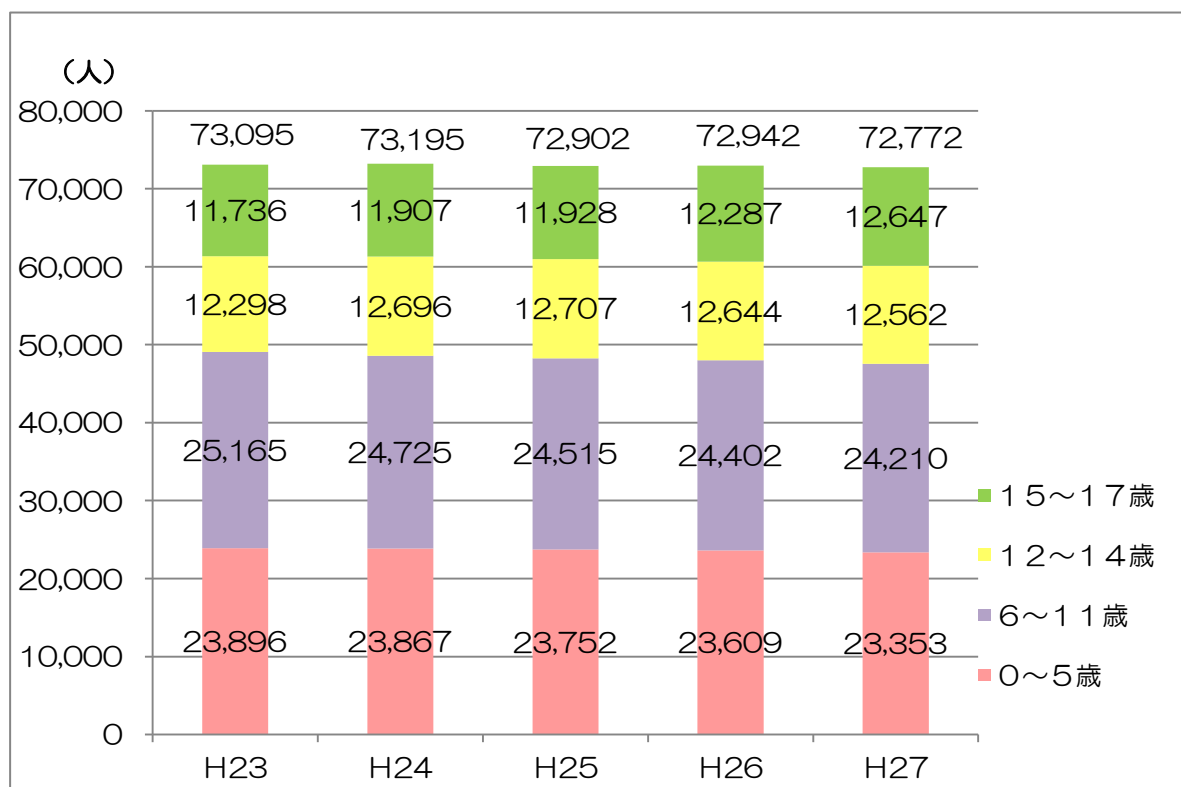
図 1

○高松市の人口及び世帯数



○高松市の17歳以下人口

図 2



本市の人口は平成23年から平成27年までほぼ横ばいになっていますが、将来人口推計によると、平成27年以降は減少傾向になると見込まれています。人口減少や少子・高齢社会を迎え、核家族化やライフスタイルの多様化、自然環境の減少等、子どもを取り巻く環境も変化してきています。本計画に基づいた質の高い教育により、子どもを安心して育てられるような、

また、子どもが生き生きと学習していけるような環境を整えていくことが求められています。

(2) 児童生徒数、学校数

図 3

	区分	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	学校数	51校 2分校	51校 2分校	51校 2分校	51校 2分校	49校 1分校
	学級数	919	938	949	945	954
	対前年増減 児童数	— 24,369	△370 23,999	△172 23,827	△132 23,695	△229 23,466
中学校	学校数	23校	23校	23校	23校	23校
	学級数	371	373	380	389	400
	対前年増減 生徒数	— 11,262	373 11,635	88 11,723	△108 11,615	△71 11,544

(高松市教育委員会学校教育課)

小学校の児童数は微減傾向、中学校の生徒数に大きな変化はありませんが、学級数は年々増加傾向にあります。これは、学級を少人数編制にすることで、個に応じた分かる授業を展開し、確かな学力の定着に努めているためです。また、地域の人口の増減を見通しながら、今後も、保護者と連携し、地域住民の理解を得ながら、適切な学校編制に取り組んでいきます。

(3) 学校教育の充実

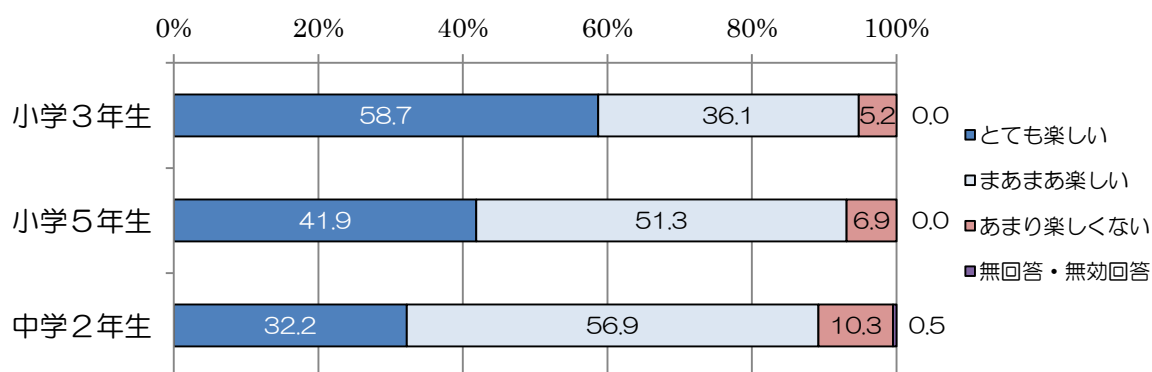
■ 学校生活

高松市教育に関するアンケート調査（児童生徒調査）

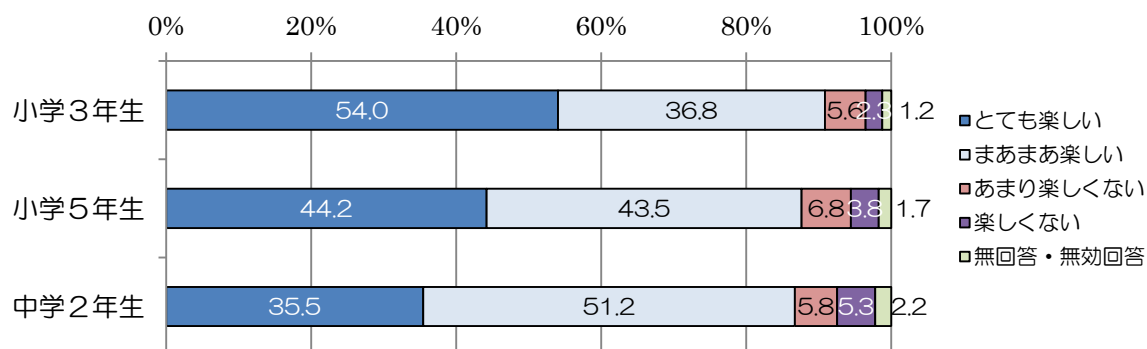
○学校が楽しい

【平成20年度】

図 4



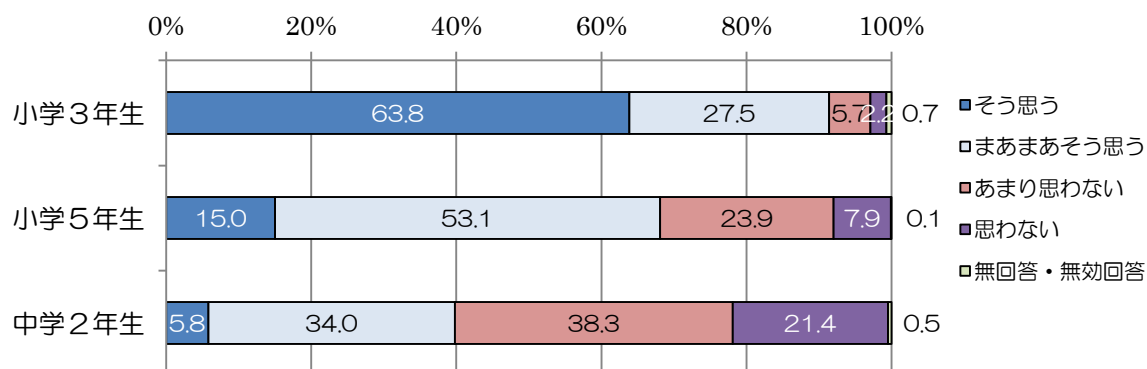
【平成26年度】



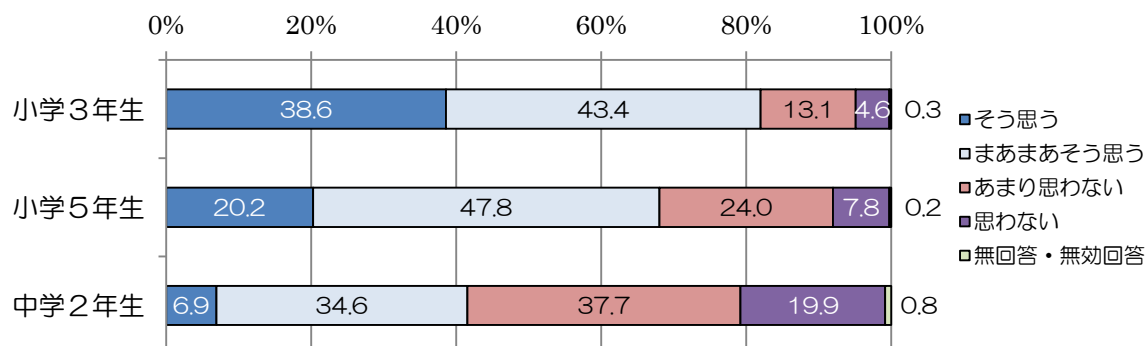
○勉強がおもしろい

【平成20年度】

図 5



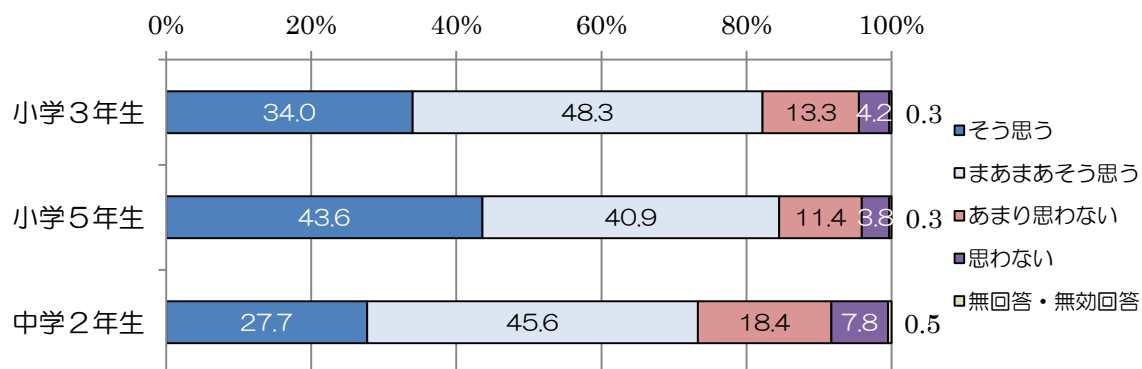
【平成26年度】



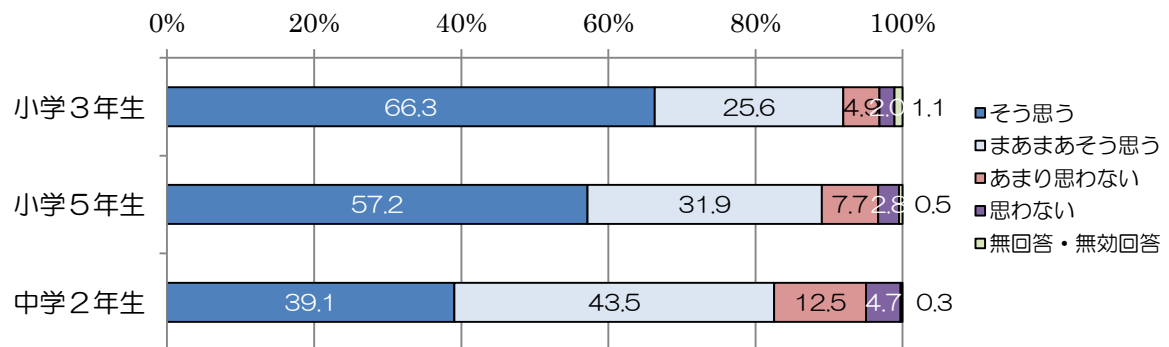
○良い先生がいる

【平成20年度】

図 6



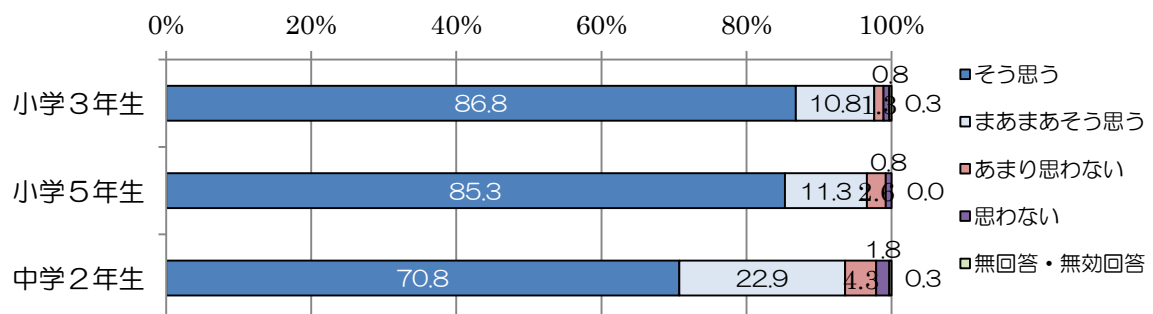
【平成26年度】



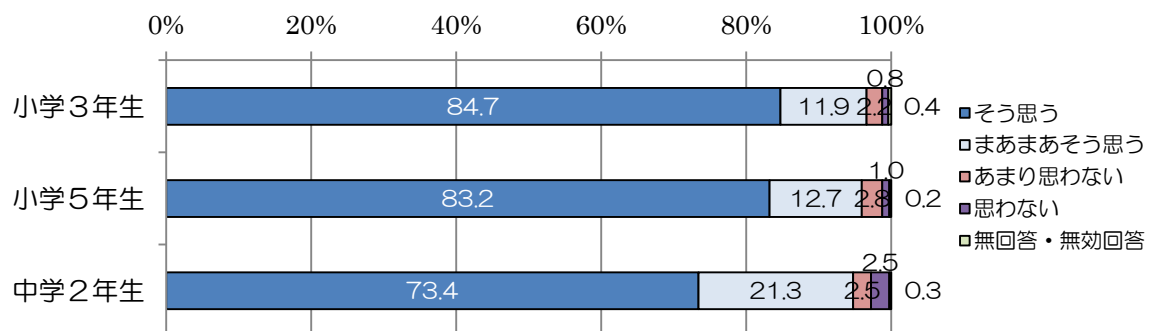
○友だちと遊ぶのが楽しい

【平成20年度】

図 7



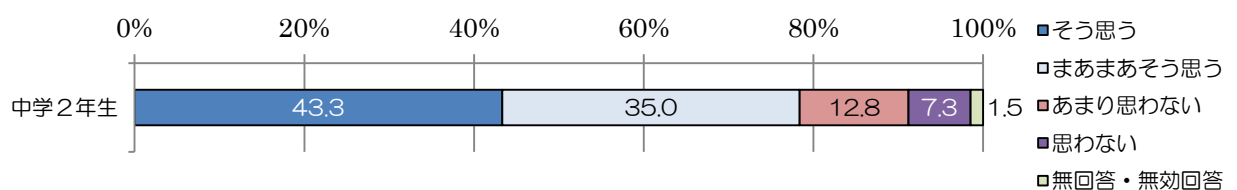
【平成26年度】



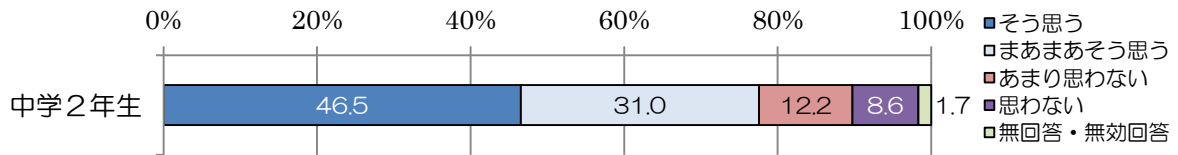
○部活動が楽しい

【平成20年度】

図 8



【平成26年度】



学校が楽しいかという問いに対して、どの学年も8割以上が肯定的に答えている一方で、勉強が楽しいかという質問に対しては、学年が上がるにつれておもしろい考える生徒が減ってきていることが分かります。これは勉強への理解度が減少しているためだと考えられます。

一方で、良い先生がいるかという問いに対して、「そう思う」、「まあまあそう思う」と答えた生徒が、平成20年の調査と比較して、小学校3年生で9.6%、小学校5年生で4.6%、中学校2年生で9.3%増加しています。これは、少人数学級の推進や、教員の資質の向上、教育指導体制等の成果があがっていることが考えられます。

友だちと遊ぶのが楽しいかという問いや、部活動が楽しいかという問いに対して、肯定的な意見をもっている生徒が多く、学校生活がおおむね活力にあふれたものであると考えられます。

■ 確かな学力の育成

教育を取り巻く環境が大きく変化している中、本市では、少人数学級や特別支援教育、英語教育の推進や充実など、子どもの学力向上に取り組んでいます。

◎学習の理解状況

高松市の子どもの学力は、平成26年度全国学力・学習状況調査では、小・中学校ともに国語、算数（数学）において、全国平均正答率を上回り、ともに、全国の上位に相当する結果でした。「基礎的・基本的な知識・技能」については、概ね定着していると言えますが、しかしながら、課題もみられます。

（小学校）

- ・ 無解答率は、ほとんどの問題で全国平均を下回っていました。
- ・ 復習を中心に、家庭学習を行っているものの、普段、1日当たり、1時間以上勉強をしている割合が全国平均を下回っています。
- ・ 国語の勉強が好きだという子どもの割合は、昨年度より増加しているものの、依然として全国平均を下回っています。

（中学校）

- ・ 無解答率が全国平均を上回る問題が多くなっています。
- ・ 国語の勉強が好きと答えている生徒の割合が減少傾向にあり、全国平均を下回っています。

自分の考えや思考過程を表現する「思考力・判断力・表現力」については、依然課題がみられるため、知識・技能等を、実生活の様々な場面に活用する力を育成する必要があります。また、学力の二極化を改善し、総合的な学力向上を図っていくことが課題です。

高等学校教育において、高松一高では、普通科と音楽科の2学科を設置し、さらに、普通科

の中に、国際文科コース、特別理科コース、文理コース、美術専門コースを設け、生徒の進路に応じた学習ができるようにすることで、高等学校教育の充実に努めています。

また、文部科学省よりスーパーサイエンスハイスクール（SSH）の指定を受けており、科学教育を含めた教育活動について、高い評価を受けています。



■ 豊かな心と体を育てる教育の推進

◎豊かな心

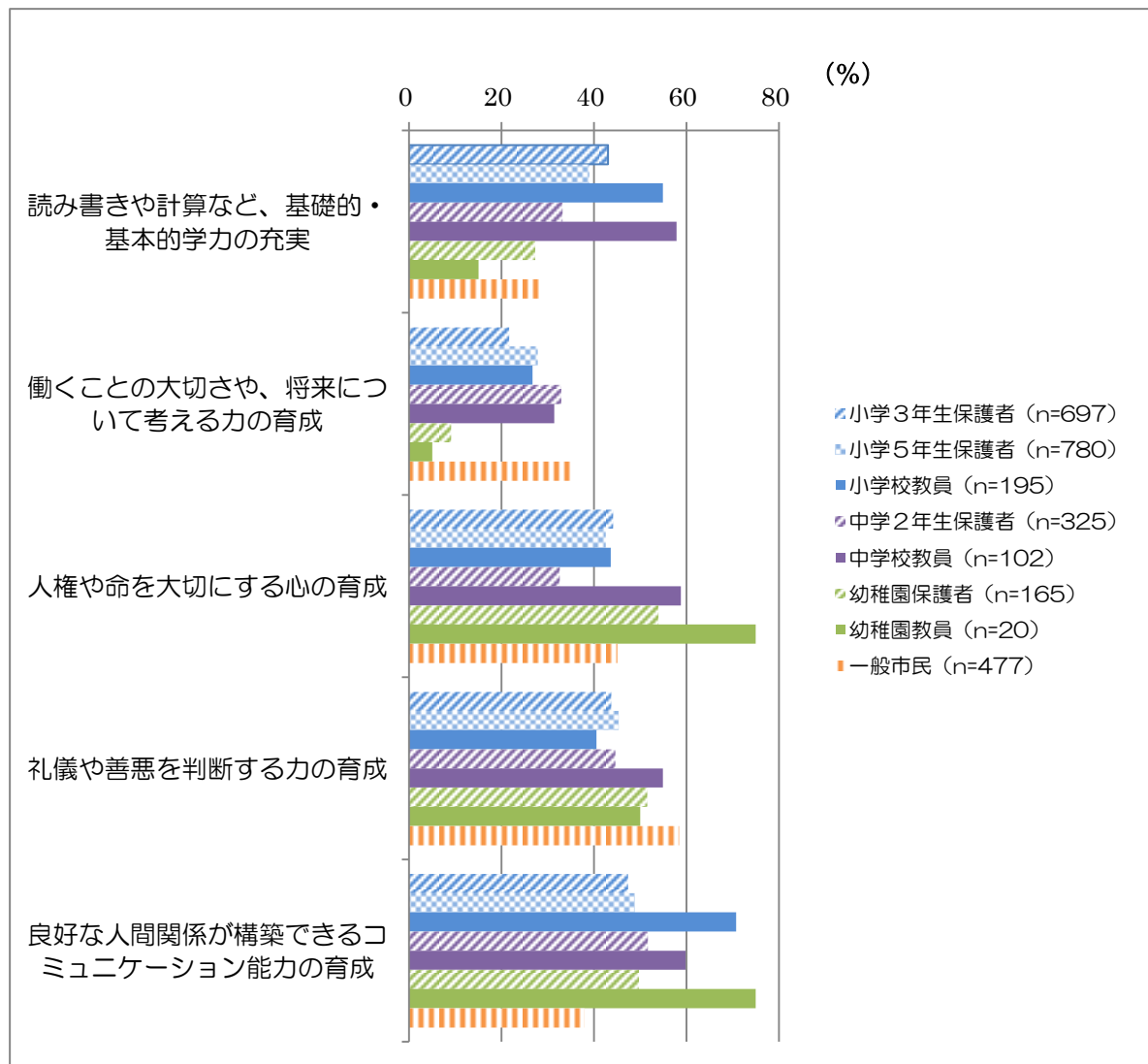
学校現場での問題行動の未然防止、早期対応が望まれており、スクールソーシャルワーカー、ハートアドバイザーの配置や適応指導教室の運営、体験活動や環境活動を通じた豊かな感性の醸成など、子どもの心身の健康保持に取り組んでいます。

就学前教育では、安心・安全に遊びこめる環境や、発達に応じた豊かな体験を保障するとともに、一人一人の育ちを見通した、質の高い教育・保育が、全ての子どもに提供されるよう努めていく必要があります。

高松市教育に関するアンケート調査（保護者・教員・一般市民調査）

○今後、力を入れる必要のある教育活動（複数回答）

図 9



上記の質問の他の選択肢は、「応用力を身につける学習」「ICT機器の活用、情報モラルの育成」「自然や環境の大切さを考える学習」「伝統・文化を理解し、尊重する心の育成」「運動を楽しむことや、健康な身体や体力の育成」「食の知識や正しい食習慣など、食に関する学習」がありましたが、その中から特に回答が多かった結果を掲載しました。確かな学力の充実の他に、人権や命を大切にする心や、礼儀や善悪を判断する力、また、社会で他者と良好な関係性が構築できるコミュニケーション能力の重要性を考える保護者や教員が多くいました。

また、学習状況調査において、「自分にはよいところがある」「難しいことでも失敗をおそれず挑戦している」と回答した子どもが、全国平均より少ないことから、自己の生き方を考えたり、自己肯定感を高めていくことが、道徳の授業や、家庭・地域社会との連携の中で求められています。

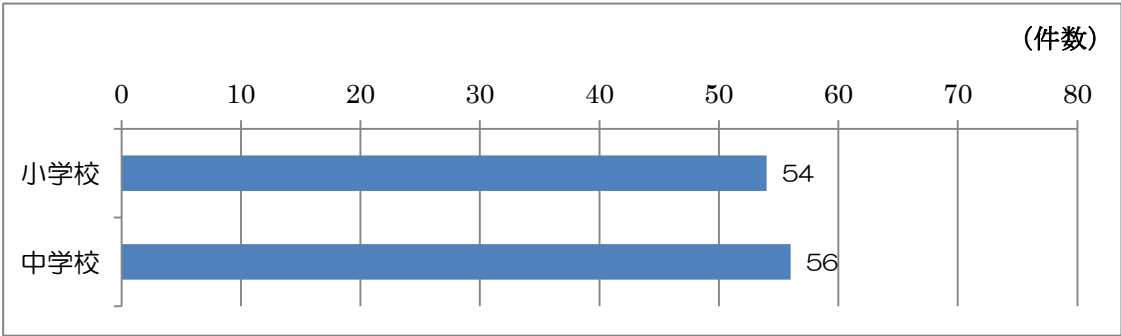
◎いじめ、不登校

平成26年度において、いじめの認知件数は小学校で54件、中学校で56件でした。いじめの認知件数は、ここ数年小・中学校合わせてほぼ100件前後で推移しています。ま

た、近年では、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」といった「ネット上のいじめ」が深刻化しており、実態の把握が困難な事例も見受けられます。

○平成26年度いじめ認知件数

図 10



(高松市教育委員会学校教育課)

注) 平成26年度のいじめ認知件数については、平成27年8月に文部科学省から各都道府県に再調査の依頼通知があり、各小・中学校が再点検をした結果、報告されたものである。

子どもや保護者と信頼関係を構築し、各関係機関と連携を密にし、相談しやすい体制を構築するなど、公平・公正で一貫性のある継続した取組をしていくことで、いじめの早期発見・早期解決・解消に取り組んでいく必要があります。

また、不登校は、背景が複雑なため、未然防止、早期発見・早期対応が重要と考えられています。

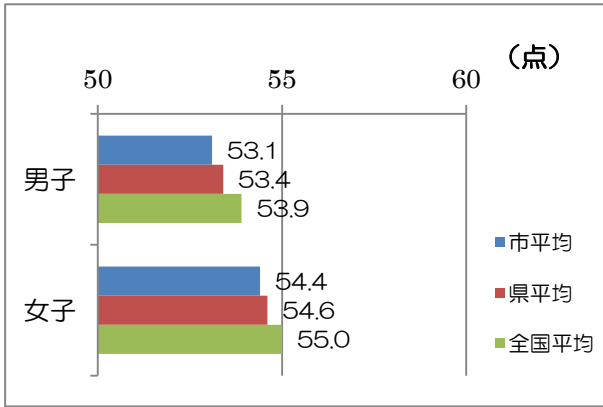
様々な問題を抱えた子どもの、主体的な社会的自立や学校復帰に向けて、子どもの状況を正しく見極め、適切な働きかけをすることが重要です。

◎健康な身体

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

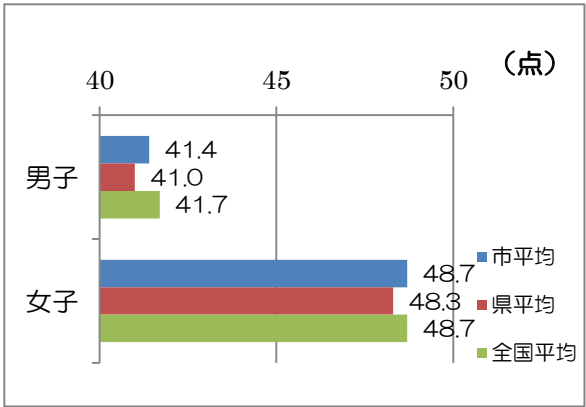
○合計得点(小学校5年生)

図 11



○合計得点(中学校2年生)

図 12



○各項目別結果

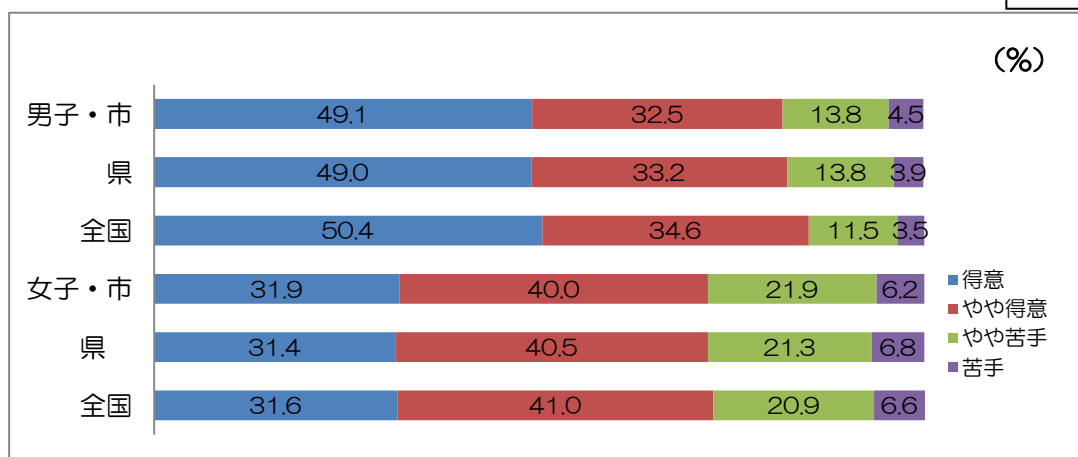
図 13

握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横跳び(点)			
区分年度	H22	H26	傾向	区分年度	H22	H26	傾向	区分年度	H22	H26	傾向	区分年度	H22	H26	傾向
小5男子	16.3	15.6	↘	小5男子	19.8	19.8	—	小5男子	32.3	32.6	→	小5男子	41.5	41.6	→
小5女子	15.9	15.3	↘	小5女子	18.1	18.4	→	小5女子	36.2	37.4	→	小5女子	38.7	39.1	→
中2男子	29.6	28.6	↘	中2男子	28.1	26.3	↘	中2男子	44.2	42.3	↘	中2男子	51.4	51.4	—
中2女子	23.4	23.2	↘	中2女子	23.1	21.9	↘	中2女子	45.6	45.1	↘	中2女子	45.5	45.9	→
20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅跳び(cm)				ソフトボール投げ・ハンドボール投げ(m)			
区分年度	H22	H26	傾向	区分年度	H22	H26	傾向	区分年度	H22	H26	傾向	区分年度	H22	H26	傾向
小5男子	50.2	47.8	↘	小5男子	9.3	9.3	—	小5男子	154.1	151.6	↘	小5男子	24.8	21.8	↘
小5女子	37.1	36.8	↘	小5女子	9.7	9.6	→	小5女子	144.1	144.4	→	小5女子	14.9	14.1	↘
中2男子	84.0	82.7	↘	中2男子	8.0	8.0	—	中2男子	198.1	195.8	↘	中2男子	21.9	21.1	↘
中2女子	53.5	54.5	→	中2女子	8.9	8.8	→	中2女子	166.7	170.3	→	中2女子	13.3	13.1	↘

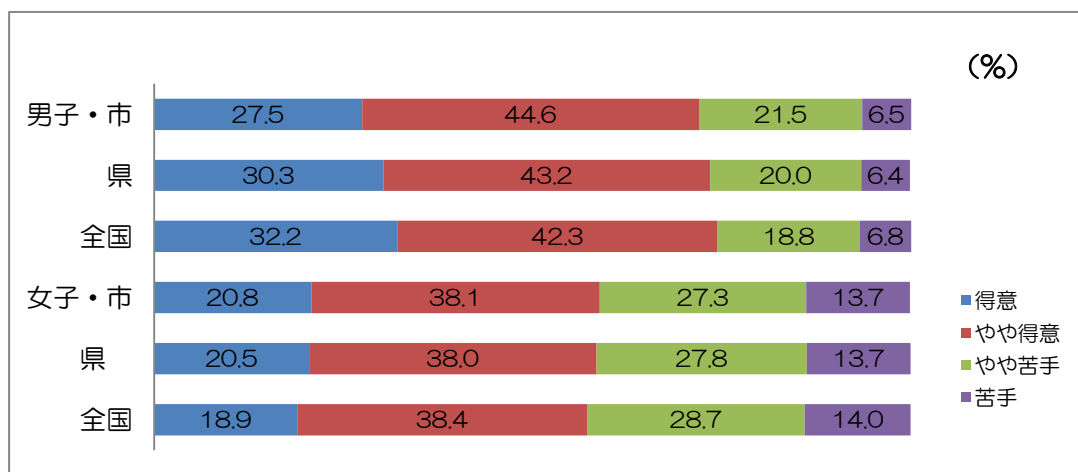
※数字に網掛けをしているのは全国平均を下回っているもの
(教育委員会 保健体育課)

○運動が得意 (小学校5年)

図 14

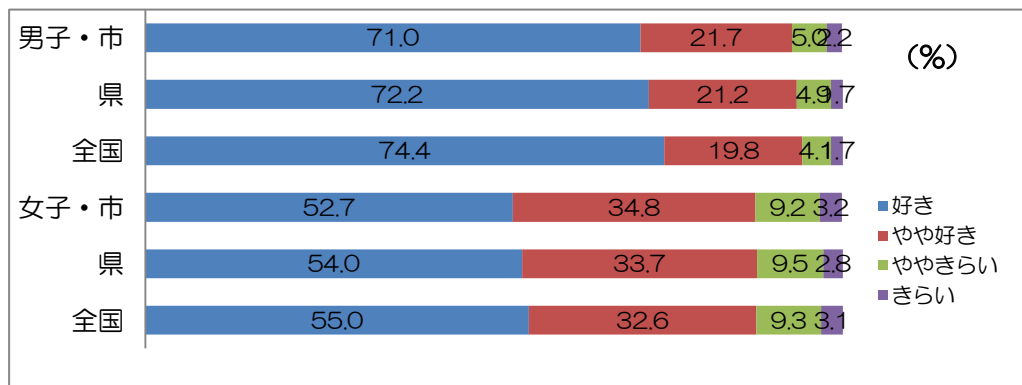


○運動が得意 (中学校2年)

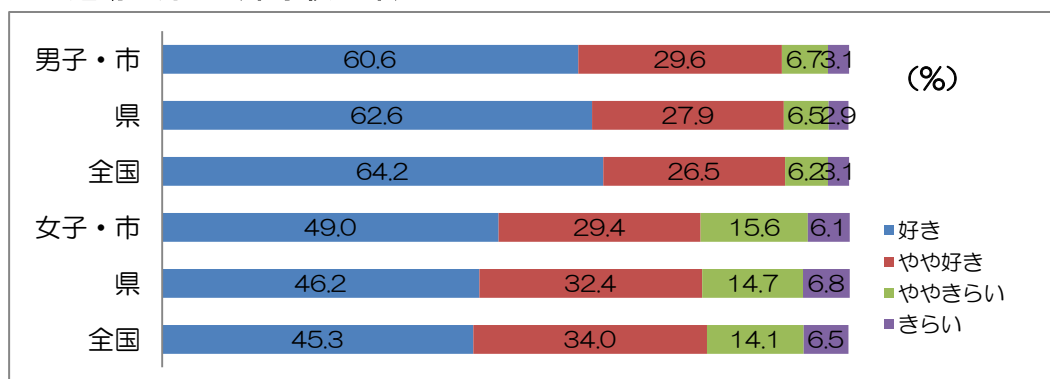


○運動が好き (小学校5年)

図 15

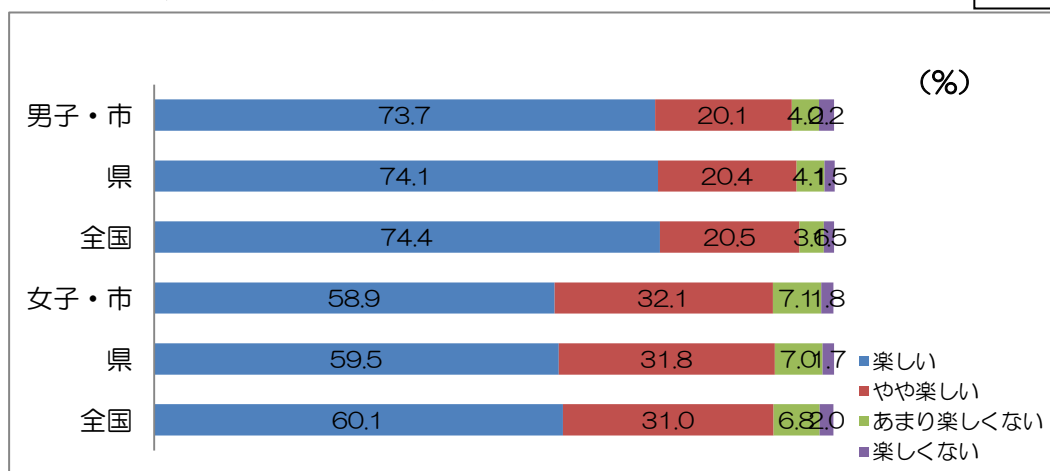


○運動が好き（中学校2年）

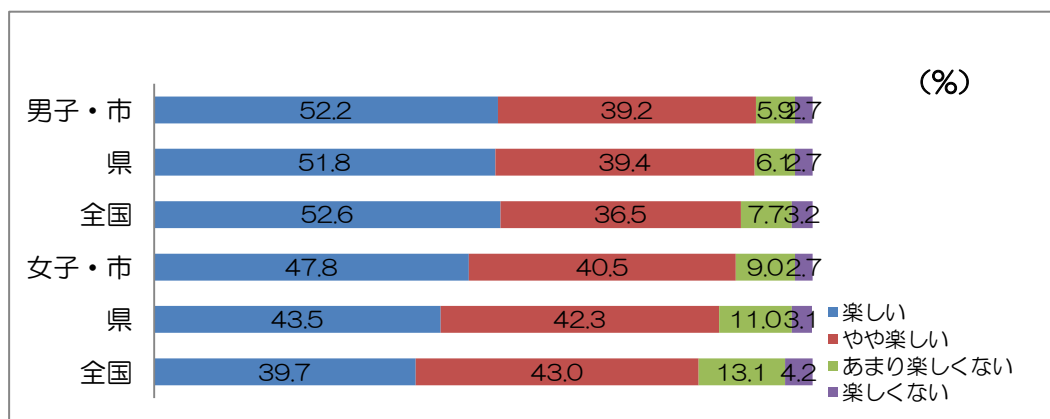


○体育の授業は楽しい（小学校5年）

図 16



○保健体育の授業は楽しい（中学校2年）



平成26年度の全国体力・運動能力、生活習慣等の調査について、体力合計点では、小学校5年男女、中学校2年男子が全国平均を下回っていました。項目別では、握力と20mシャトルランの項目が小学校5年・中学校2年男女ともに全国平均を下回るなど、筋力・持久力が必要な種目が低水準になっています。小学校5年生で「運動がやや苦手・苦手」と答えた子どもの割合は男子で3.3%、女子で0.6%、中学校2年生で「運動がややきらい・きらい」と答えた生徒の割合が男子で0.5%、女子で1.1%全国平均より高いことから、運動に対して苦手意識をもち、あまり運動を行わない人が増えており、全体的な数値の低下につながっていると思われます。

しかしながら、中学生の「保健体育の授業が楽しい・やや楽しい」と答えた生徒は、男子で2.3%、女子で5.6%全国平均を上回っており、日々の授業の工夫の成果が表れています。

小学生においては、運動・栄養・睡眠の重要性に着目しながら、基本的運動習慣の確立をめざしていくことが課題です。また、中学生においては、運動をする者としいない者の二極化がみられるため、体育の授業や部活動のあり方を考えていく必要があります。

「生涯にわたって運動やスポーツをしようとする意欲」を高めるために、家庭と連携して継続して行うことが必要です。



■ 教員の資質向上と教育指導体制の充実

子ども一人一人の特性に合わせた教育が望まれており、教職員の経験年数に応じた研修を充実させるなど、教員の資質向上と教育指導体制の充実に取り組んでいます。

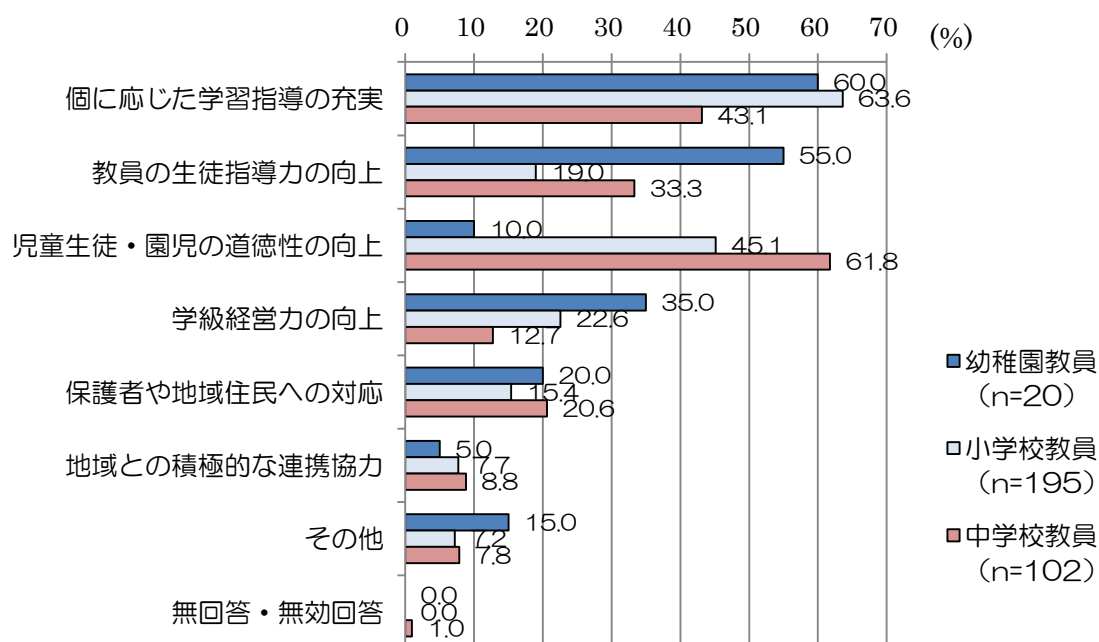
高松市教育に関するアンケートで、「あなたは、どんな先生が好きですか」という質問をしたところ、小学校3年生、小学校5年生、中学校2年生はいずれも「勉強を分かりやすく教えてくれる先生」という回答が一番多く、また「一人一人の気持ちを分かってくれる先生」が次いで多いという結果になりました。また、小学生では「良いところや得意なところをほめてくれる先生」、中学生では「みんなに公平に接してくれる先生」が多く、多様なニーズがあることから、教員の資質向上に取り組んでいく必要があります。

また、教員に対して「日々の業務で課題に関すること」についての結果は以下のようになりました。

高松市教育に関するアンケート調査（教員調査）

○日々の業務で課題と感ずること

図 17



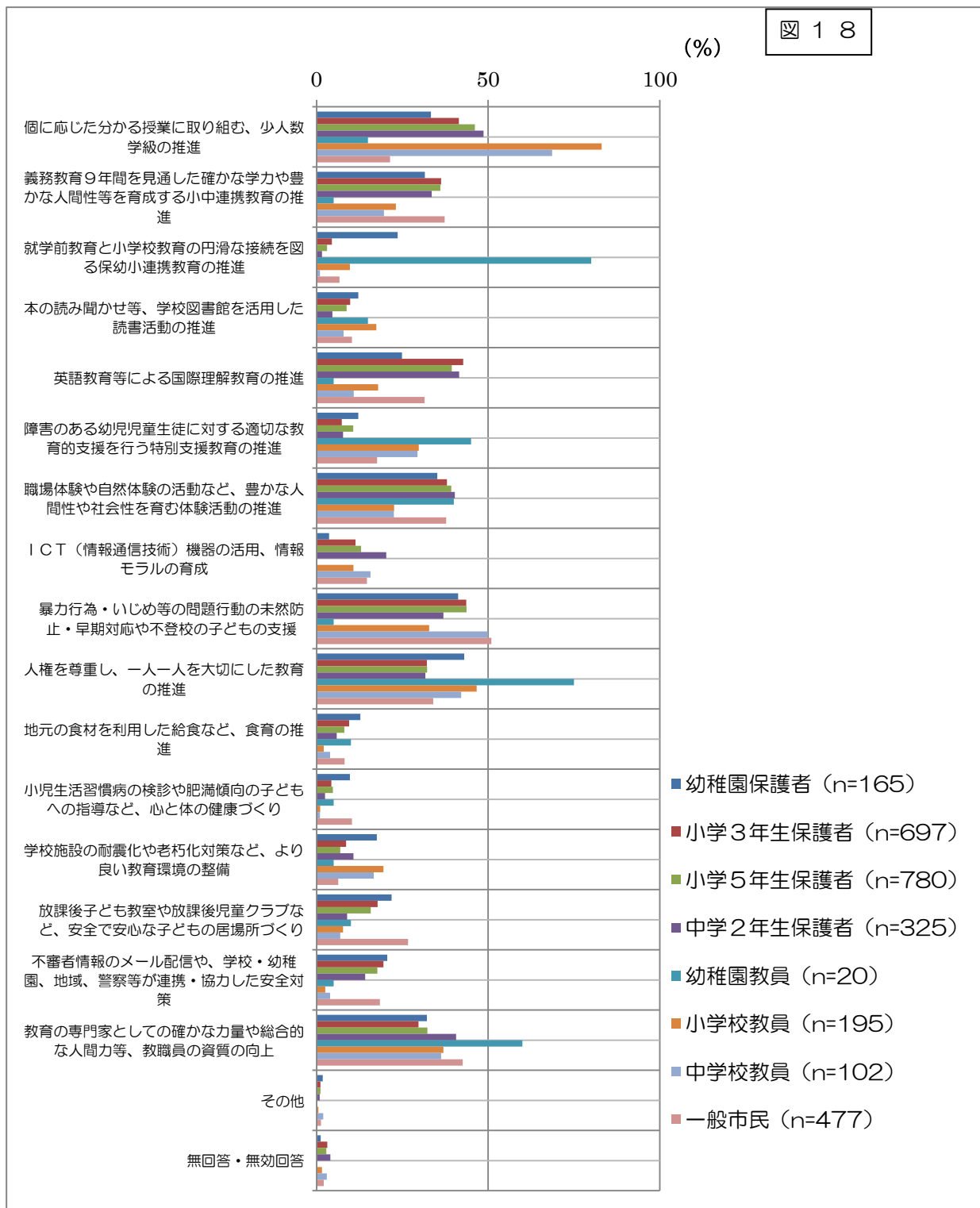
教員も、生徒の個に応じた、自らの学習指導力や、柔軟な対応に課題を感じており、また、子どもの道徳性の向上や、保護者・地域住民との関わりについても重要性を感じています。保護者・地域住民と協働して開かれた信頼される学校づくりができるよう、教員の資質向上に努めなければなりません。

さらに、教員の中に業務量の多さを挙げる声もあることから、市費講師等の配置をより拡充させ、専門的な知識を生かした指導を行ったり、きめ細かな指導体制を確立したりすることを通して、継続して指導を充実していくことが課題です。

■期待される施策

○期待する教育施策（複数回答）

高松市教育に関するアンケート調査（保護者・教員・一般市民調査）



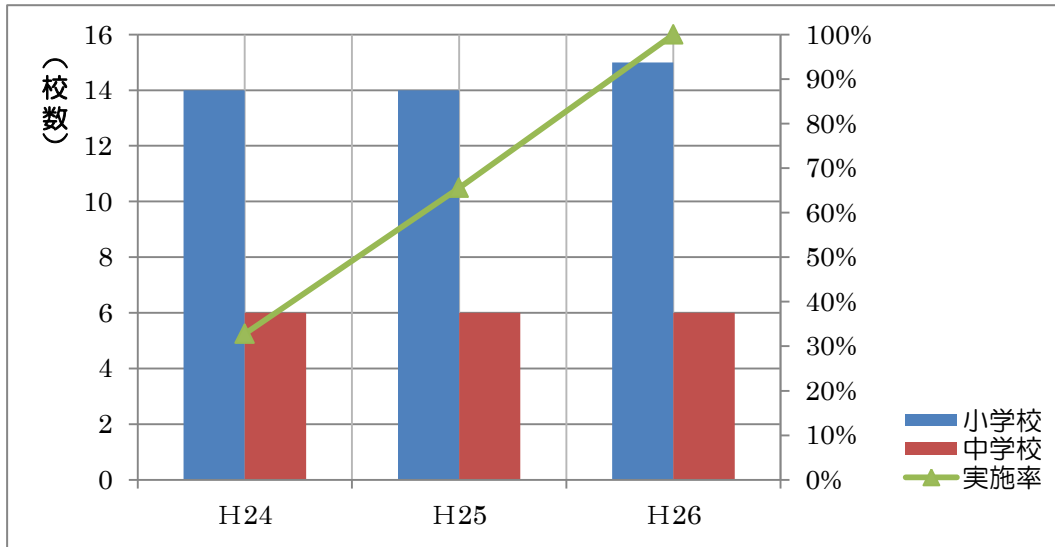
全体としては、「少人数学級の推進」や「教職員の資質の向上」など教育の質的充実に期待する回答が多くなっており、また「問題行動、不登校の子どもへの支援」や「人権を尊重した教育の推進」等の心の育ちに関しても期待が大きいことが分かります。保護者では、「国際理解教育等の推進」や「体験活動の推進」を望む声も多くありました。校種間や関係機関等が連携し、子どもの学力と心の両方を育む教育をしていくことが必要です。

(4) 学校教育環境の整備

■ 学校教育施設の整備

○小・中学校空調機設置校

図 19

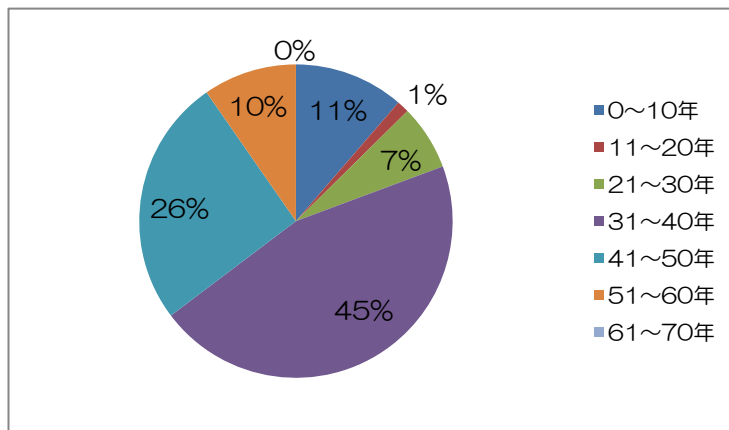


※新設及び改築校、休校中の校舎を除く小学校 43 校、中学校 18 校

(教育委員会総務課)

○小・中学校建築年数内訳

図 20



(教育委員会総務課)

少子・超高齢社会の到来に伴う児童生徒数の減少や学校施設が老朽化していく中、良好な学校教育環境を維持するため、これまで新設統合校の整備、学校施設の耐震化、校舎等増、普通教室等への空調機設置などの学校施設の整備に取り組んできました。平成26年度をもって、新設及び改築校、休校中の校舎を除いた小・中学校全校に空調機が設置され、平成27年度をもって本市内の小・中学校の耐震化工事が終了する予定です。

本市の小・中学校においては、校舎及び屋内運動場のうち、平成28年度に築後50年を超えている施設は小学校10校14棟、中学校9校15棟となっています。施設の長寿命化に向けた老朽化対策のほか、校区内の児童生徒数の増加に伴う教室数の不足等などに併せて、校舎の建替え及び改修を必要に応じて行い、子どもが安全で安心できる教育環境の整備・充実を計画的に図っていく必要があります。

■ 教育機能と就学支援の充実

教員の校務事務の軽減や情報共有を目的とし、校務支援システムの開発や運用を進めるなど、情報教育支援に取り組んでいます。また、経済的理由等により、教育を受けることが困難な児童生徒への支援の充実に取り組むなど、総合的な学校教育環境の充実をめざしています。

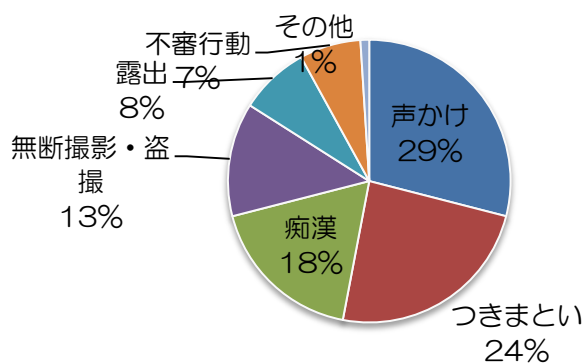
(5) 子どもの安全確保

■ 子どもの安全対策の推進

子どもが被害に遭う事件や事故など、子どもの安全が脅かされる事案が多く報告されており、子どもの安全を確保するための対策が求められてきました。学校、家庭、地域及び関係機関の連携をより強化し、継続して効果的な対策をとっていく必要があります。

○平成26年度通報受理件数（98件）

図 21



（高松市教育委員会少年育成センター）

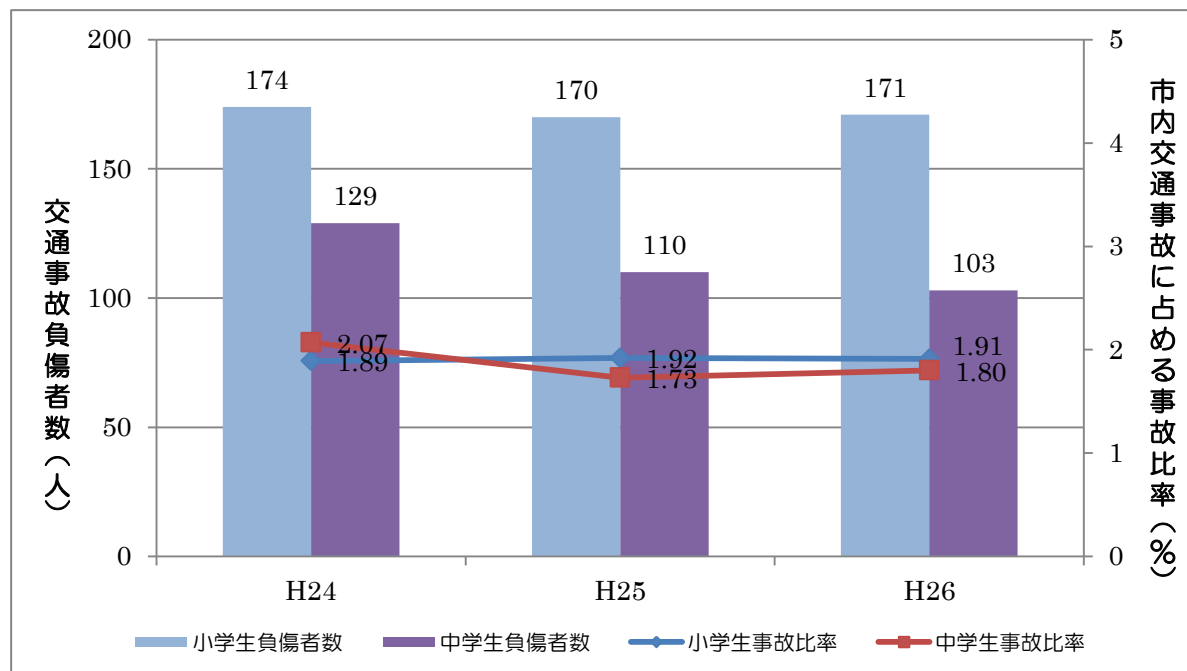
本市では、子どもに関わる不審者情報は、平成26年度は98件となっています。

保護者や地域の協力を得て、通学路や日常生活の場で子どもの安全を見守る意識の向上、学校と警察等の関係機関と連携をはかるとともに、ボランティアなどの協力を得ることが必要となっています。

■ 子どもの交通安全対策の推進

○本市の交通事故に占める小・中学生の事故の比率と負傷者数

図 22



(香川県警)

過去3年間の統計をみると、本市では、小・中学生の交通事故比率及び負傷者数は減少しています。通学路の安全確保に向けた取組を継続的に推進することにより、子どもを交通事故の危険から守ることを目的として、学校、家庭、地域及び関係機関の連携を強化し、効果的な交通安全に取り組んでいます。

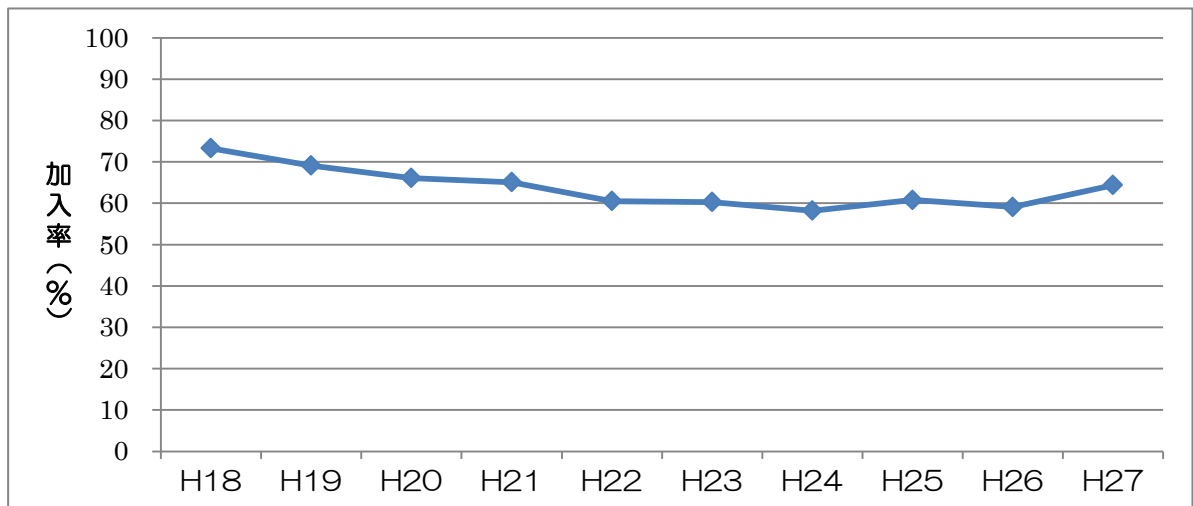
(6) 青少年の健全育成

■ 子どもの体験活動の充実

子どもの自立した大人への成長を支えるためには、成長段階に応じた多様な学習機会の提供が求められます。日常では体験できない、子どもへの自然体験等の学習活動の機会を提供するほか、子ども会活動の活性化と加入率の増加のため、各種研修会を始め、スポーツ大会等のイベントを開催しています。

○子ども会加入率(小学生)

☒ 23



(高松市子ども会育成協議会)

子ども会は、遊びを通じて社会の一員として必要な知識・技能及び態度を学ぶ場であり、子どもの遊びの特徴をとらえながら、健全な仲間づくりと心身の成長に大切な活動を行っています。近年、子ども会の入会率は60%前後で推移していますが、今後、より多くの子どもが入会することで、地域の結びつきを強化していくことが求められています。

また、地域のお祭りや清掃に参加する子どもの割合も低くなっており、地域の大人とふれ合う機会が減少していることから、今後、地域の中で、より多くの大人と子どもの交流が図れる事業を拡充していくことが課題です。

■ 青少年の健全育成の推進

子どもの非行防止・健全育成のため、警察や関係団体等と連携して、補導活動を始めた様々な対策を講じており、香川県内で警察に補導・検挙される子どもは、年々減少傾向にあります。

一方で、インターネットの普及に伴う新たな課題が生じています。警察庁の統計資料によれば、平成26年中に、出会い系サイトやコミュニティサイトに起因して被害にあった子どもは、1,573人に上ります。また、香川県教育委員会が平成26年7月に実施した携帯電話・スマートフォン等の利用に関する調査によると、「普段（月～金）、一日あたり3時間以上携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしている」と回答した子どもの割合は小学校6年生で15.5%、中学校2年生で27.1%となり、「ネット依存」や生活習慣の乱れが危惧される子どもが見られます。

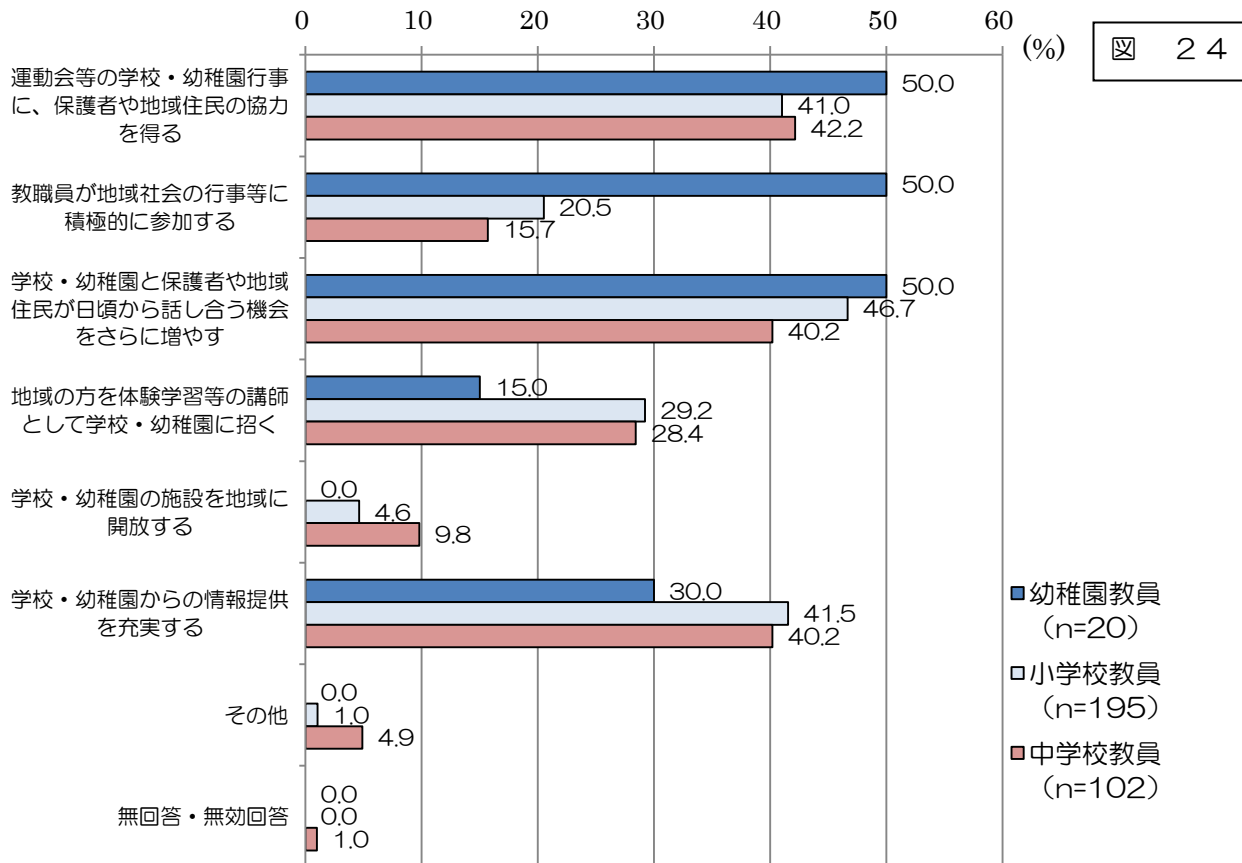
さらに、「自分のスマートフォン・携帯ゲーム機などのネットにつながる電子機器を所有している」と回答した割合は、中学校2年生で85.6%ですが、小学校4年生でも81.8%に上り、大きな差は見られません。これまで以上に小学校段階からの情報モラルの育成や家庭でのルール作り等、インターネットの利用について、広く対策を講じていくことが必要です。

(7) 家庭・地域の教育力の向上

■ 学校・家庭・地域の連携強化

高松市教育に関するアンケート調査（教員調査）

○学校・幼稚園と家庭、地域社会が連携協力するのに必要なこと



アンケートによると、教員は、「運動会等の学校・幼稚園行事で、保護者や地域住民の協力を得ること」や、「日頃から話し合う機会をさらに増やす」など、日常から、地域の大人が子どもと触れ合う機会を増やすことが、地域の教育力の向上に重要であると考えていることが分かります。

一方で、全国学力・学習状況調査によると、小・中学生ともに、家族との触れ合いはあるものの、地域行事への参加割合は全国平均を下回っているという結果になりました。保護者・子ども共に、交流範囲が学校や家庭内に偏る傾向があり、地域住民と接点を持つ機会が乏しい状況にあること、また、子どもは、一人のときも、複数で過ごすときも、屋内で過ごすことが多いことから、子どもの日常生活は地域の大人から見えにくくなっていくことがうかがえます。

しかしながら、核家族化が進行し、地域における人間関係の希薄化やコミュニケーションの減少が進む中、地域ぐるみで子どもを育てることが大切です。子どもたちの健やかな成長を図れるよう、より多くの大人と交流できる事業を拡充していきます。

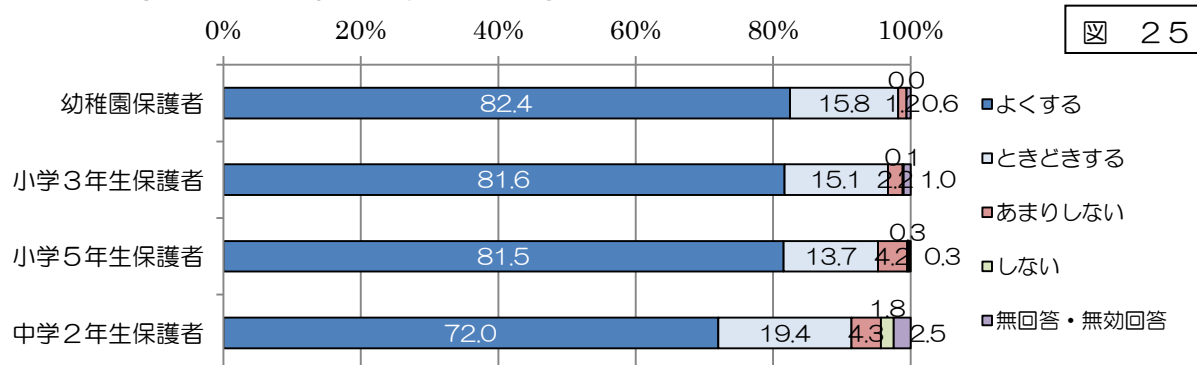
■ 家庭及び地域の教育力向上の推進

家庭教育は子どもの健全な育成、人格の形成にとって大変重要な役割をもっていますが、少子化や核家族化、都市化、地縁関係の希薄化など、家庭を取り巻く社会環境の変化とともに家庭における教育力の低下が指摘されています。

このため、本市では、全小学校、市立幼稚園における子育て力向上応援講座の開催や市PTA連絡協議会との共催による家庭教育講演会の開催や市民グループに対する家庭教育学級の支援など、家庭・地域の教育力の向上に取り組んできました。

高松市教育に関するアンケート調査（保護者調査）

○自分の子どもと家庭であいさつをするか



アンケートによると、「あいさつをよくする」を回答した保護者は幼稚園保護者、小学生保護者で8割、中学生保護者については約7割でした。子どもの基本的習慣の乱れが、学習意欲の低下の要因の一つとして指摘されていることから、生活習慣が多様化する中でも、規則正しい生活習慣づくりに取り組んでいくことが大切です。

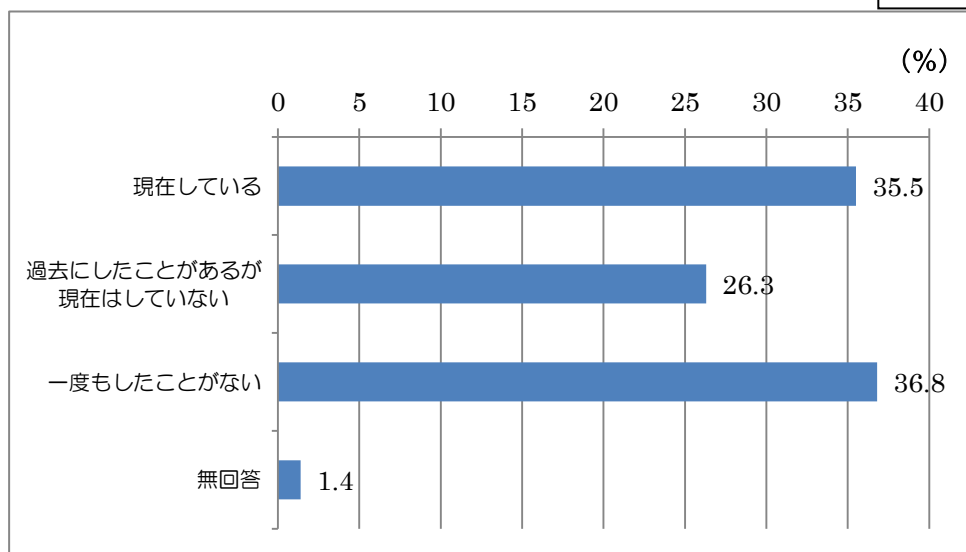
（8）生涯学習の推進

■ 学習機会の充実

市民一人一人が個性と能力を伸ばし、豊かな充実した人生を送れるよう、その生涯にわたって、多様な学習機会に恵まれ、その得た知識や技能など、学習成果を生かせるような社会の実現が求められています。

○生涯学習活動の有無

図 26



(高松市生涯学習課)

高松市生涯学習課が平成24年に調査した結果では、生涯学習活動を「現在している」と「一度もしたことがない」の割合がほぼ等しく、「過去にしたことはあるが現在はしていない」と回答した人が約4人に一人の割合となっています。

より多くの人に生涯学習の機会をもってもらえるよう、生涯学習センターや地域のコミュニティセンターで開催する講座を充実させ、市民の学習ニーズに応えるとともに、学習成果発表の場や交流の場の提供に取り組んでいます。

■ 学習施設・機能の充実

図書館資料を収集・保存し、市民の利用に供するとともに、子どもの読書推進につながるイベント・講座等各種行事を開催しています。

また、夢みらい図書館整備のほか、資料の保存機能を充実させるため、施設の有効利用に取り組んでいます。

【図1、2】高松市情報政策課

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)、外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づいて登録された人口。

【図4～9、14、15、17、18、24、25】高松市教育委員会総務課

高松市立幼稚園の10園、小学校26校の3年生・5年生の1クラス又は2クラス、中学校11校の2年生各1クラスとその保護者、特別支援学級の対象学年の保護者、対象校の教員及び市内在住の20歳以上の男女を対象に実施した「高松市教育に関するアンケート調査」結果。

調査期間は平成26年11月28日から12月15日、調査票の回収数及び回収率は、小学生1,543(99.5%)、中学生361(96.5%)、保護者1,967(93.4%)、教員317(98.4%)、一般市民477(47.7%)

【図3、10】高松市教育委員会学校教育課

【図11～16】高松市教育委員会保健体育課

「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に係る本市における結果の考察と今後の対策。

【図19、20】高松市教育委員会総務課

【図21】高松市教育委員会少年育成センター

【図22】香川県警察本部交通企画課

【図23】高松市子ども会育成連絡協議会

【図26】高松市教育委員会生涯学習課

6. 第 1 期計画の成果と課題

第 1 期教育振興基本計画（平成 22 年 3 月策定）においては、「確かな学力と豊かな心をはぐくみ 夢にむかってたくましく生きる人づくり」を基本理念に、将来の夢や希望をもって、夢にむかってたくましくチャレンジする子どもの育成をめざしてまいりました。

その結果、学習及び生徒指導面では、良好な学力状況が維持されているほか、いじめ・暴力行為の発生件数についても年々減少傾向にあり、平成 26 年度全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果では、いじめはどんな理由があってもいけないことだという認識が高まっていること、小・中学校とも朝食を食べることが全体的に定着していることなど、一定の成果が表れてきております。

また、学校教育施設の整備においても、耐震化や、空調機の設置により夏季の猛暑対策等を図り、良好な学習環境の整備に努めてきました。

しかしながら、学習面では「思考力・判断力・表現力」については依然課題が見られ、学習意識や家庭学習の仕方に関しても学年が上がるについて肯定的回答が減少する傾向がみられます。

また、小学校の英語教科化などによる英語教育の充実が求められているほか、いじめや子どもの問題行動が社会問題となる中で、道徳の時間が「特別の教科」として位置付けられるなど、思いやりの心や自尊意識等の育成に引き続き取り組んでいく必要があります。

このほか、体力・運動能力調査の結果が全国平均を下回るなど、運動習慣の改善への取組や学校・家庭・地域の連携強化等といった課題が残されており、これらの課題の解決にも取り組んでいく必要があります。

＊第 1 期計画の進捗状況については、資料（P 90～92）に記載

7. 基本理念

本市の教育の現状や課題を踏まえ、高松市総合計画のめざすべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」の実現のため、「心豊かで未来を築く人を育むまち」の考えの下、この計画のめざすべき基本理念を次のとおりとします。

確かな学力と豊かな心をはぐくみ 夢にむかってたくましく生きる人づくり

人づくりは、豊かな未来を切り拓く（築く）ための基本であり、市民一人一人が生涯を通じて心豊かに生きがいのある人生を送り、将来にわたり豊かな活力ある地域を築くための原動力となります。

次代を担う子ども一人一人が個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓いて（築いて）いくための基盤ともなる、「生きる力」の育成を図るためにも、教育の充実が必要となります。

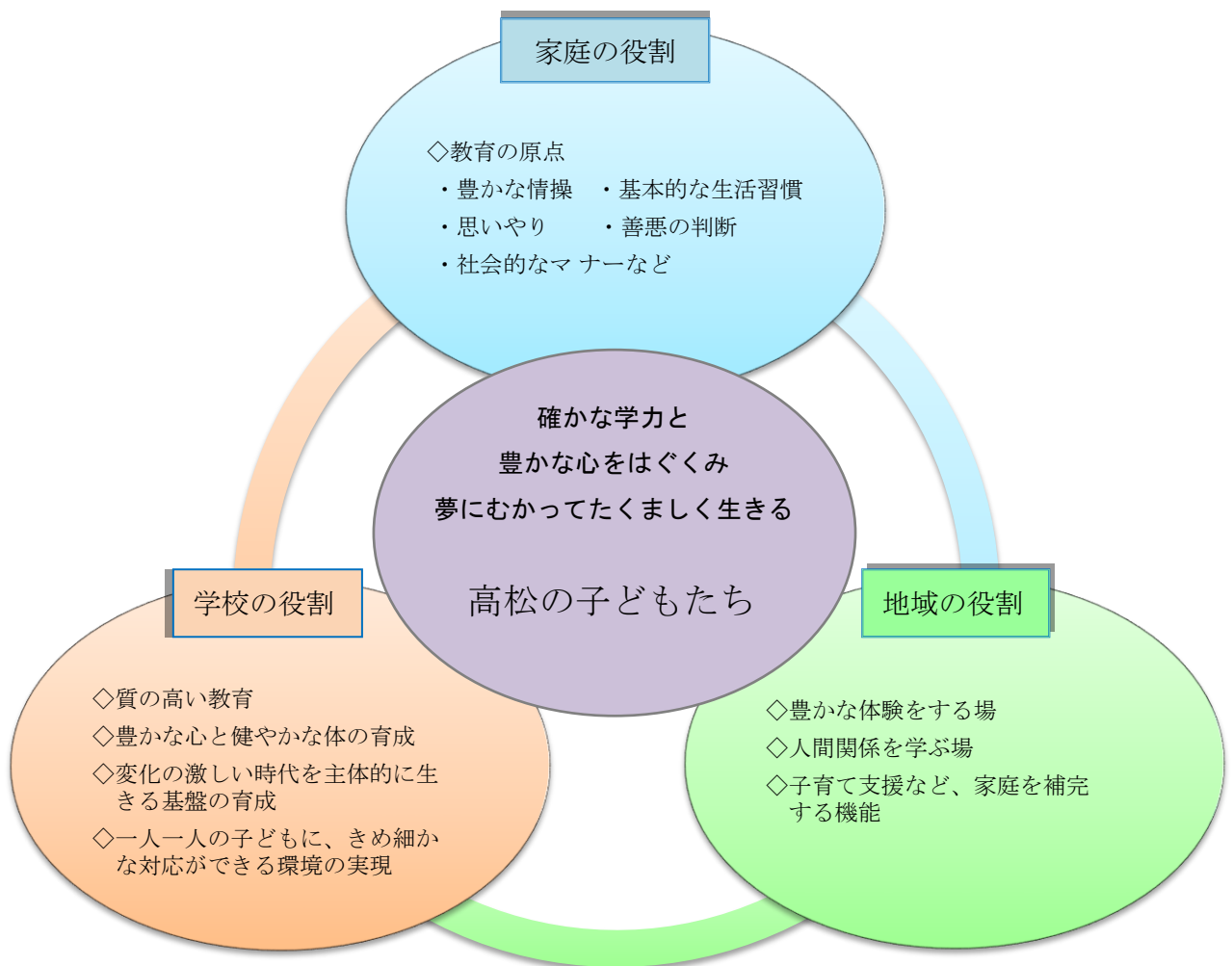
しかしながら、子どもの教育は、学校だけで行われるものではありません。

学校は、子どもの学習への意欲をもとに、発達段階に応じて質の高い教育を行うとともに、豊かな心と健やかな体を育成し、今後の激しい時代を主体的に生きるための基盤を養うなどの役割があります。

家庭は、全ての教育の原点であり、豊かな情操、基本的な生活習慣、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的マナー、自制心や自立心を養うなどの役割があります。

地域は、日常的に行われる大人と子どものふれあいや、それぞれの地域が有する文化、歴史、伝統等を背景とする様々な体験の機会を提供するなどにより、地域の構成員としての社会性、規範意識や自主性、創造性等の豊かな人間性を養うなどの役割があります。

そのためにも、学校・家庭・地域が強い絆の下で、それぞれの役割を十分認識し、子どもたちが将来の夢や希望を持って、目標に向かってたくましく生きることができる環境整備に努め、学校やそこに学ぶ子どもが、地域の人々をつなぎ、地域の未来をつないでいくような社会をめざします。



8. 基本目標

この計画の基本理念に基づき、次の6つを基本目標とし、計画を推進します。

(1) 学校教育の充実

子どもたちの確かな学力と、豊かな心と体を育成するとともに、教員の資質の向上と教育指導体制を充実させます。

(2) 学校教育環境の整備

子どもたちが、学校において、安全・安心に、健康的で、快適に学習・生活できる教育環境を整備します。

(3) 子どもの安全確保

学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、子どもたちを事件、事故、災害等から守ります。

(4) 青少年の健全育成

青少年の健やかな成長に必要な支援教育の充実を図ります。

(5) 家庭・地域の教育力の向上

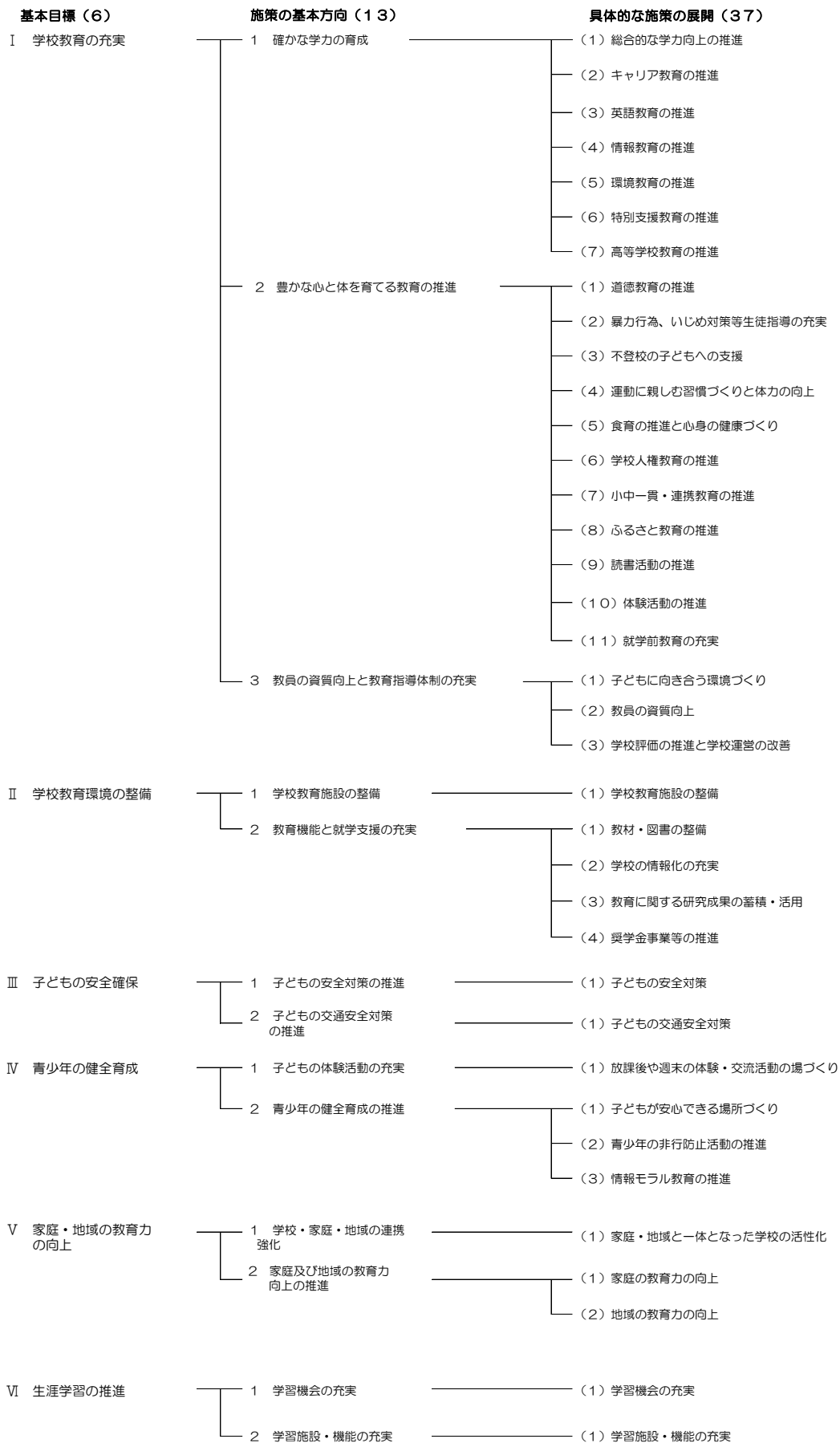
家庭・地域・学校が連携し、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を促す教育力を向上させます。

(6) 生涯学習の推進

生涯学習の意欲を高めるとともに、気軽に学習できる環境をつくります。

9. 施策体系

基本目標（6）



10. 重点取組事項

(1) 学力の向上

子どもの学力分析に基づく授業改善を図るとともに、主体的学びや学習習慣の確立等に努めます。

(2) 豊かな心の育成

道徳教育を充実させるとともに、小中一貫・連携教育、ふるさと教育などを通して、規範意識、他人を思いやる心などの育成に努めます。

(3) 体力の向上

体育授業の充実及び運動部活動の活性化などを通して、子どもたちの運動に親しむ習慣づくりと体力の向上を図ります。

(4) 生徒指導の充実

生徒指導体制の充実や関係機関との連携強化を図りながら、子どもの暴力行為、いじめ等の問題行動や不登校の未然防止と早期対応に努めます。

(5) 教員の指導力の向上

子どもに向き合う環境づくりを推進するとともに、研修の充実により、教員の主体性や専門性の向上を図ります。

(6) 教育環境の充実

小・中学校校舎等の長寿命化を図り、良好な教育環境を維持するため、学校施設整備計画を策定するほか、必要な学校教育施設等の整備に努めます。

(7) 学校・家庭・地域の連携強化

学校・家庭・地域が相互に連携しつつ、地域ぐるみで子どもたちの教育に取り組める体制整備に努めます。

各論

I 学校教育の充実

1 確かな学力の育成

知識・技術等を実生活の様々な場面に活用する力や、総合的な学力向上を図るため、学習指導要領の趣旨に沿った教育課程の編成や、少人数学級の推進、学校ニーズに応じた特別支援教育支援員・サポーター、英語指導員、理科教育支援員等の配置をするなど、きめ細やかな指導に取り組むとともに、特別な支援を必要とする子どもの教育や指導を充実させます。

また、グローバル化等の社会環境の変化に対応できるとともに、自主と自立に拠る自由の精神を備えた人間を育成するため、英語教育・情報教育等の推進や高等学校教育を充実させることなどにより、確かな学力の育成に取り組みます。

(1) 総合的な学力向上の推進

現状と課題

本市の小・中学生の学力は、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査や香川県教育委員会が実施する学習状況調査の結果から、全国や県と比較して、小・中学校とも、基本的な知識・技能及びそれらの活用については高くなっています。

同調査結果についての分析から、学力の二極化の傾向が見られ、特に、思考力・判断力・表現力については顕著です。また、全国学力・学習状況調査では中学校、県学習状況調査では小学校中学年の無回答率が県平均を上回っています。

さらに、同調査における質問紙調査から、学習意欲や家庭学習の仕方に関して学年が上がるにつれて肯定的な回答が減少する傾向が見られます。

対応方針

- 全国学力・学習状況調査や県学習状況調査等を活用して、子どもの学力・学習状況を把握し、授業改善に生かします。
また、市費講師・指導員等を活用して、課題を抱えている子どもの安定を図り、落ち着いて授業に参加できるようにしたり、学習支援を行うなど、学習内容の定着を図ります。
- アクティブ・ラーニングの推進により、子どもが自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に学習できるようにします。

施 策

- 授業研究を通して、分かる楽しい授業の創造を推進するとともに、「マイ・スタディ」等による子ども一人一人の理解や習熟に応じた学習を行います。
- 小中一貫教育校の実践研究により得られた成果を反映させるため、全小・中学校において小中連携教育を推進します。
- 総合的な学習の時間や小学校英語教育などにおいて、地域の人材や外国語指導助手（ALT）の活用など、多くの人から生きた学習や体験ができる機会を積極的に設けます。

- 少人数学級編制を拡充し、きめ細かな指導に努めます。
- 市費講師及び地域の人材等を活用した指導員等の活用を推進します。
- 幼児期からの「学びの芽生え」を踏まえた教育内容の充実を図るとともに、子どもの発達と学びの連続性を確保するために、接続期カリキュラムの作成及び実践に努め、保・こ・幼・小連携教育を推進します。

(2) キャリア教育の推進

現状と課題

今日の産業や経済の変容は雇用形態の多様化・流動化にも直結しており、子どもにとっても、一人一人が、しっかりとした勤労観・職業観を形成・確立し、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力や態度を育てることが必要です。

子どもが、社会環境を認識できず、自分の将来に不安を感じ、自分の将来との関係で学校での学習に意義が見出せずに、学習意欲が低下し、学習習慣が確立していないといった状況も指摘されています。

対応方針

- 実社会とのつながりを意識し、目的をもって学べるよう、職場体験活動やものづくり体験等を通して、望ましい勤労観・職業観や自立する力を育む教育をめざします。
- 小中連携を充実させ、義務教育9年間を見通した高松第一学園での指導内容や指導方法等を研究・展開することにより、他校においても、勤労観・職業観を身につけ、社会人・職業人として自立する能力の基礎を養うことをめざします。

施 策

- 保護者や地域の協力を得る中で、子どもの主体性や自主性が発揮できる工夫をこらすなど、地域の職場見学や、職場体験学習等の充実を図ります。
- 「高松市こども議会」を活用し、子どもが、代表をとおして市議会の仕組みを知り、市政がどのように進められているかについて理解を深めるとともに、郷土を愛し、地域への関心を持つとともに、未来の有権者として、より良いまちづくりに関わっていく心を育むことを推進します。



(3) 英語教育の推進

現状と課題

現在、グローバル化が加速する中、広く世界に目を向ける態度や外国語指導助手（ＡＬＴ）との交流等を通して、異なる習慣や文化をもった人々と共に生きていく、国際社会に貢献できる人材の育成が求められています。

また、平成３２年度に改定が予定されている学習指導要領では、小学校５・６年生での英語教科化及び、３・４年生での外国語活動の必修化や中学校での高度化等が検討されていることから、今後、子どもの英語学習への意欲向上や英語を使う機会の拡充などの取組が必要となります。

対応方針

- 英語への意欲を高めるため、基礎的、実践的なコミュニケーション能力を育てるとともに、国際感覚を養成する学習指導のさらなる推進をめざします。
- 子どもの発達段階に応じ、系統性を重視した英語教育の推進をめざします。

施 策

- 授業以外でも英語に接する機会の増加、また、ネイティブスピーカーの英語に接する環境を整備するとともに、外国語指導助手（ＡＬＴ）や英語指導補助員等によるティーム・ティーチング の授業回数増加に努めます。
- 小学校では、英語指導マニュアル「グッドモーニング高松」等を活用し、子どもの発達段階に応じた指導、中学校では小学校で培ったコミュニケーションの素地を踏まえた実践的なコミュニケーション能力を育てる指導など、系統性を重視した英語教育の推進に努めます。
- 小学校の教員対象に、英語科の指導力養成のための研修を特に充実させることに努めます。



(4) 情報教育の推進

現状と課題

経済・社会、生活・文化のあらゆる場面で情報化が進展する中で、大量の情報の中から取捨選択をしたり、情報の表現やコミュニケーションの効果的な手段として、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用する能力が求められています。同時に、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報発信など情報化の影の部分への対応が喫緊求められており、このような状況の中で、情報や情報手段を適切に活用できる能力（情報活用能力）が求められています。

また、「ネット上のいじめ」やSNSを利用してトラブルに巻き込まれるケースが増えており、これらの被害者や加害者にならないよう、教職員による適切な情報モラルの指導が必要となっています。

対応方針

- 子どもがインターネットを利用して、情報の収集や選択をする力や、ソフトを利用して文章や図に表現するなど、情報活用能力の育成をめざします。
- 各教科等の目標を達成するため、授業における効果的なＩＣＴ機器の活用を図ります。
- 関係機関と教職員に対する最新の情報に基づいた研修を行うことで、情報モラルの指導の充実を図ります。
- 情報教育に関する校内研修を実施するなど、子どもをインターネット等に含まれている有害環境から守ることをめざします。

施 策

- 学校のＩＣＴ環境を整備するとともに、ＩＣＴ機器を操作するための研修を教員に実施することで、コンピュータやプロジェクターを活用した授業の充実をめざします。
- 関係機関と連携を図りながら、子どものネットトラブルの解決に努めます。
- 情報モラル教育のための授業や校内研修を実施できるよう、資料提供や研修会を行います。

(5) 環境教育の推進

現状と課題

自然科学及び社会的な視点から、一人一人が環境保全に主体的に取り組むようになることが強く求められており、子どもに、環境や自然と人間とのかかわりを理解させ、環境の保全やよりよい環境の創造のために、主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成することが大切になっています。

身近な地域の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性や生命を尊重する精神、環境に対する関心等を培うことが必要ですが、現状では子どもが置かれた社会的環境の多様化や、各学校等が置かれた状況から、子どもの意識の高まりにも差が生じています。

対応方針

- 教育課程に位置付けた、環境教育に関わる内容の指導の計画的な実施をめざします。
- 各学校の環境教育への取組発表や、意見交換等の交流を通して、環境教育の充実をめざします。
- 県・市・地域等が実施する取組・施設等を活用し、子どもの環境意識の高揚をめざします。

施 策

- 各学校の環境教育への取組発表や、意見交換等の交流を行う「高松市子ども環境学習交流会」での体験を通じ、環境教育に対する意識の向上に努めます。
- 「香川用水の水源巡りの旅」等を活用した施設の見学やリサイクル体験を通して、実証的な環境教育を推進します。

(6) 特別支援教育の推進

現状と課題

障がいの重複、LD（局限性学習症）、ADHD（注意欠如・多動症）、自閉症スペクトラム症等、学習面や学校生活面で特別な配慮を必要とする子ども及び外国人幼児児童生徒が増加しています。

特別支援教育においては、障がいの重複化や多様化の状況を踏まえ、教職員の資質及び指導力の向上を図ること、外国人幼児児童生徒等に対しての教育においては、教職員が、多様な言語・文化環境で育った子どもに対する理解と指導技術の獲得の必要があります。

対応方針

- 障がいのある子どもへの一層の正しい理解をめざします。
- 個に応じた指導の充実を図るため、「個別の指導計画」の作成・活用をめざします。
- 特別支援教育加配講師、特別支援教育支援員・サポーター等を活用し、適切な教育的支援をめざします。
- 幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校の連携の充実をめざします。
- 日本語指導を必要とする外国人幼児児童生徒の状況に応じて、外部講師による指導員等、帰国児童・外国人幼児児童生徒指導援助の充実をめざします。

施 策

- 幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校の連携の推進に努めます。
- 「サポートファイルかけはし移行支援シート」の活用に努めます。
- 特別支援教育支援員・サポーター等の拡充に努めます。
- 「個別の指導計画」の作成とともに、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を深め、適切な教育的支援を効果的かつ効率的に行うため、「個別的教育支援計画」の策定に努めます。
- 日本語指導を行う指導員を派遣する「帰国児童等指導援助事業」の推進に努めます。



（ソーシャルスキル研修会）

(7) 高等学校教育の推進

現状と課題

高松第一高等学校は、普通科をはじめ、音楽科や進路に応じたコースを設置するなど、高等学校教育の充実に努めておりますが、教育目標である「国際社会や国家、地域で活躍し、自主と自律に拠る自由の精神を備えた人間を育成する」ことを実現するためには、生徒が興味・関心を持って取り組める授業や、生徒一人一人の適性や希望に応じた進路指導等の一層の充実が必要となっています。

また、これからの高等学校教育では、生徒に国家、社会の形成者となるための教養や行動規範、自分の夢や目標を持って主体的に学ぶ力を身に付けさせることが求められており、言語活動の積極的な導入をはじめ、生徒が受け身ではなく主体的・協働的に学ぶこと（アクティブ・ラーニング）を促す方法へと進化が求められています。

対応方針

- 授業研究の積み重ねや、関係機関との連携等により、教員の資質・能力の向上を図り、生徒が興味・関心を持って取り組める授業をめざします。
- 多くの体験から学ぶ場や、自分の適性と進路について考える場の充実をめざします。
- 生徒が主体的・協働的な学習（アクティブ・ラーニング）ができるように環境を整えます。

施 策

- 教員の指導力向上のために、研修会への参加回数の増加を図ります。
- 社会人講演会や進路講演会、海外研修等の充実を図ります。



【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
学校評価平均評価得点 (確かな学力の育成に 関すること) ※ 最高点4点 (小・中学校)	3.16点	3.2点	3.5点
教育課程において、「思 考力・判断力・表現力」 を重点項目として取り 組んでいる学校数	小学校 39校 中学校 17校	全小・中学校	全小・中学校
キャリア教育のカリキ ュラムを作成している 学校の割合 (小学校)	92%	100%	100%
中学校英語の授業にお いて、発語の50%程 度以上を英語で行って いる教員の割合 (中学校)	93.6%	100%	100%
「高松市子ども環境学 習交流会」への参加校 数	小学校25校 中学校12校 (2年間で全小・ 中学校)	全小学校の1/2 校 全中学校の1/2 校 (2年間で全小・ 中学校)	全小学校の1/2 校 全中学校の1/2 校 (2年間で全小・ 中学校)
新入学児童生徒の内、 障害のある子どもや保 護者への教育相談等の 回数 (小・中学校)	5回	6回	6回
特別支援教育に係る巡 回相談の実施申込み人 数 (小・中学校)	75人	80人	80人

2 豊かな心と体を育てる教育の推進

自他を尊重して関わり合う力や目標に向かって粘り強くやり抜く力、豊かな人間性や社会性等を育むため、道徳教育、人権教育、小・中連携教育、読書活動や体験活動、就学前教育などを充実します。

また、生徒指導上の諸問題の解消と未然防止に向けて、開発的・予防的な取組を推進するとともに不登校の子どもへの支援を行います。また、地域の伝統文化を大切にする心情や態度及び高い志を育むふるさと教育を推進します。

さらに、子どもの健康の保持増進、望ましい生活習慣の形成及び安全な生活を営むための知識・技能の獲得に向け、家庭や地域と連携して、運動に親しむ習慣づくりと体力の向上、食育の推進と心身の健康づくりに取り組むなど、豊かな心と体を育てる教育の推進に取り組みます。

(1) 道徳教育の推進

現状と課題

全国学力・学習状況調査の質問紙調査の結果から、「ものごとを最後までやりとげてうれしかったことがある」や「人の気持ちが分かる人間になりたい」については、肯定的な回答をしている子どもの割合が高くなっています。

同調査の結果から、「難しいことも失敗を恐れなくて挑戦している」や「将来の夢や目標をもっている」等については、全国・県平均と比較して、肯定的な回答の割合が低く、本市の子ども達の心の育ちには、自他を尊重して関わり合う力、目標に向かって粘り強くやり抜く力や規範意識の育成が求められています。

対応方針

- 実効性のある研修を行い、人格や教養を高めるとともに、道徳教育の要となる道徳の時間の充実をめざします。
- 道徳の授業を通して、子どもの感性や知的な興味などに訴え、子どもが問題意識を持ち、意欲的に考え、主体的に話し合うことができることをめざします。
- 幼稚園・こども園（保育所）・学校は、家庭や地域社会と連携して、子どもに「感謝」の心を育むことをめざします。
- 子どもが保護者及び地域の方々と一緒に清掃活動を行い、規範意識の育成をめざします。

施策

- 「特別の教科 道徳」の実施にあたって指導計画作成・授業研究等の教員研修の推進に努めます。
- 「ありがとうの日」、「『強めよう絆』月間」等について、前年度成果のあった園・学校の取組を学校訪問や研修等で紹介し、実践校を増やす取組を推進します。
- 保護者や地域のコミュニティ協議会等との連携のもと、掃除教育「ぴかぴかデー」に

取り組み、礼儀や作法を身につけさせること、他人を思いやる心や社会貢献の精神を育むことを通して、規範意識の育成に努めます。



(2) 暴力行為、いじめ対策等生徒指導の充実

現状と課題

本市における平成26年度の暴力行為等の問題行動及び不登校の発生件数等は、前年度と比較してほぼ横ばいの状況にあり、引き続き、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して問題行動等の未然防止及び解消に取り組む必要があります。

暴力行為、いじめ等の子どもの問題行動について、各小・中学校においては、実情により特定の行為についての発生件数が高い値を示すなど予断を許さない状況にあり、また、特定の子どもが繰り返し行うこと、低年齢化していることなどの傾向がみられることから、小学校段階からの対応が急務となっています。

対応方針

- 子どもの臨床心理や社会環境に対して、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、問題行動・不登校の未然防止、早期発見・早期対応の充実をめざします。
- 具体的な対応をしていくにあたってのポイントを示した「児童生徒問題行動等対応マニュアル（改訂版）」、「高松市いじめ防止基本方針」等を随時見直しながら、その活用による問題行動・不登校の解消・解決をめざします。
- 各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」を随時見直し、より計画的・組織的な取組をめざします。

施 策

- ケースに応じた迅速な対応を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと子ども・保護者との十分な相談時間の確保、教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報交換や共通理解等、実働的な協力体制の整備に取り組めます。
- 学校、児童相談所、警察その他の関係機関等の職員及び学識経験者等で組織する「児童生徒問題行動対策連絡会」を開催し、学校と関係機関等とが連携して、暴力行為やいじめ等の対策を総合的・効果的に推進します。

- 学校サポート委員会の活用を一層推進します。
- 『「強めよう絆」月間』『スマイルあいさつ運動』等の取組の充実を図り、子どもの自律性を育成します。
- 市費による指導員等の配置の充実を図ります。

(3) 不登校の子どもへの支援

現状と課題

不登校の未然防止のため、教員研修を通して教員の指導力向上を図るとともに、「不登校を考える会」や「親の会」、「フレンドシップ事業」を通して、不登校に悩む保護者や子どもを支援しています。

また、学校に行き渋る子どもへの対応として、高松市総合教育センターに適応指導教室を併設し、学校と連携を図りながら通室する子どもの社会的自立、学校復帰を支援しています。

不登校の未然防止、早期発見・早期対応のために研修の充実を図るとともに、不登校傾向にある子どもが引きこもりにならないよう学校、保護者、関係機関と連携して、適応指導教室を有効に活用する必要があります。また、子どもの発達を見直し、特に小学校段階での不登校対策の充実を図る必要があります。

対応方針

- 心理的な支援ができるよう、学校内の教育相談体制の充実をめざします。
- 各学校で子どもの「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組み、子どもが安心して学校生活を過ごせることをめざします。
- 様々な問題を抱えた子どもの個々の状況に応じ、適切な働きかけを行うとともに、適応指導教室や家庭での学習指導など多様な学習の場を提供し、子どもの学校復帰や社会的自立をめざします。
- 教員や保護者が一緒に不登校について考えるとともに、関係機関の協力を得て、解決策を見いだすことをめざします。

施 策

- 各学校の教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの複数配置に努めるとともに、教職員が個々の状況に応じた適切な対応ができるよう、臨床心理士等の専門家を講師とした研修会を実施します。
- 不登校の子どもや、その保護者の心理的支援のため、相談したい時に、カウンセラーや日時を選んで相談が受けられるシステムの充実を図ります。
- 様々な体験活動を通して、友人や教員等との人間関係を深め、社会性や自立心を育成するために「フレンドシップ事業」に取り組みます。
- 全ての小・中学校で、不登校の子どもの学習状況を把握するとともに、学習機会の保障と学力向上の支援に努めます。
- 不登校の子どもの保護者に対する支援を行うため、保護者・教員・関係団体が一緒に不登校について考える「親の会」や「不登校を考える会」の充実を図ります。

(4) 運動に親しむ習慣づくりと体力の向上

現状と課題

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、小学生の男女とも上体起こしなど筋持久力に優れている一方で、握力と20メートルシャトルランが全国平均よりも低く、筋力や持久力に課題があります。中学生では、立ち幅跳びやハンドボール投げなど瞬発力などに優れ、長座体前屈などの柔軟性でやや劣る傾向が見られます。

運動習慣の調査結果では、中学生の女子の約2割が、学校の体育の授業以外の運動が週に1時間未満であり、運動をしっかりと行う者と全く行わない者との2極化が見られます。

対応方針

- 生涯にわたって運動に親しむ態度を育成するため、体育授業の充実をめざします。
- 運動部活動での、外部指導者の活用や地域との連携を推進し、子どもの体力の向上をめざします。
- 競技や記録に挑戦するため、各種大会を開催します。
- 平成23年度から取り組んでいる、一校一運動の継続実践により、子どもの体力向上や運動の習慣化をめざします。

施 策

- 子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲の向上をめざし、体育の授業の充実に努めます。
- 運動部活動を充実させるとともに、安全に、より専門性の高い指導を行うことができる外部指導者等の活用に努めます。
- 関連団体と連携し、各種大会の円滑な運営に努めます。
- ペア学習やグループ活動を積極的に取り入れ、授業の改善を図ることで、運動の楽しさを実感し、子どもの体力向上や運動の習慣化に努めます。
- 教員が武道、ダンスの指導方法を身に付け、指導力向上に努めます。



(5) 食育の推進と心身の健康づくり

現状と課題

小児生活習慣病予防検診の二次検診受診者の改善率が40%程度と、一定の成果が現れており、肥満傾向の解消や症状の進行の抑制等の効果がみられていますが、中等度肥満以上の子どもの肥満状態の固定化が懸念されており、物質的に豊かで情報が溢れている現代において、子どもが健康であるための検診等の対策及び正しく望ましい食習慣や食事についての正しい理解を得るための対策として、計画的な「食に関する指導」が必要となっています。

学校給食では、バランスの取れた食事を提供し、健康の増進を図るとともに、健康の増進を図るとともに、健全な食習慣の形成と感謝の心を育むことや、安全で安心な食材の確保、そのチェック体制の強化が求められています。

対応方針

- 子どもの「食」に対する理解を深め、健全な食習慣を形成するとともに、「よい生活習慣」を身につけることができる指導をめざします。
- 子どもが安全で安心して食べられるよう、おいしい給食を提供し、適切な栄養摂取による健康増進をめざします。
- 学校・家庭・地域や関係機関が連携し、学校の教育活動全体を通して健康教育を行い、子ども自らが、積極的に健康づくりを行うことをめざします。

施 策

- 各園・学校の教育計画に「食に関する指導」の全体計画を位置づけ、その中に子どもが自分でお弁当を作る「マイ・ランチの日」を設定するなど、子どもへの「食」に関する指導を充実します。
- 食材のチェックや衛生管理の徹底、食物アレルギー対応等に配慮した調理で、安全でおいしい給食の提供に努めます。
- 子どもが地域の食文化や産業への理解を深めるため、学校給食における地産地消の推進に努めます。
- 学校教育における食育の拠点として朝日新町学校給食センターを活用し、幼稚園等へ市費栄養士を派遣するなど食育推進の充実に努めます。
- 小学校4年生及び中学校1年生の抽出者を対象に、小児生活習慣病予防検診を実施し、所見がある子どもに対し、個別指導を行うなど、小児生活習慣病の予防に努めます。
- 健康教育についての理解を深めるとともに、指導力を高めるため、健康教育研修会の充実に努めます。



(6) 学校人権教育の推進

現状と課題

本市では、子どもの発達段階に応じながら、学校教育全体を通じて人権意識を高め、一人一人を大切にした教育を進めています。また、「みんなで人権を考える会」の開催など諸事業の実施や、教職員の資質と指導能力を高めるための、現職教育の支援や研修会の充実については、概ね目標を達成しています。

人権教育が知的理解にとどまることのないよう、子どもの人権感覚や、教職員の人権尊重理念に対する認識をさらに高めることが課題となっています。

また、教育上の較差解消に向けて、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上に特別の配慮が必要と認められる事情を有する子どもへの学習支援・家庭支援も継続する必要があります。

対応方針

- 全ての教育活動を人権尊重の立場から推進し、人権に関する知的理解、豊かな人権感覚、人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成をめざします。
- 家庭や地域、異なる学校種と連携し、取組の共通理解を図り、地域社会の実態を踏まえた人権教育の推進をめざします。

施策

- 学校・家庭・地域が連携して人権感覚が身に付けられるよう、人権意識の高揚を図るため、「みんなで人権を考える会」の開催など諸事業の実施や、家庭教育に関する保護者の学習機会の充実に努めます。
- 教職員の資質と指導力、人権尊重意識の向上を図るため、人権尊重の視点に立った、豊かな人権感覚を身につけられるよう、指導資料等の作成、現職教育の支援や研修会の充実に努めます。



(7) 小中一貫・連携教育の推進

現状と課題

小中一貫教育校の実践研究により得られた成果を、他の小・中学校の教育活動に反映させるため、全ての小・中学校を対象とし、中学校区における小学校と中学校との間で連携を図った教育課程編成や各教科等の在り方について必要な調査・研究を行うことにより、小中連携教育の推進をめざしています。

小中一貫教育の成果として、「９年間を見通した系統的な教育課程」「共通の視点で取り組む豊かな交流活動」「同じ義務教育の学校の教員という意識改革」により、いわゆる中１ギャップの解消や生きる力の育成をめざすことができるという認識に至っており、小中連携教育では、この３視点を各中学校区の小・中学校で具体化することが必要となっています。

対応方針

- 高松市立の全小・中学校において、地域の実態や課題に即した小中連携教育の推進をめざします。
- 義務教育９年間を見通した系統的な教育課程を工夫することで、より確かな学力の育成をめざします。
- 家庭・地域との連携のもと、小・中学校が共通の視点を持って、子どもの交流活動や交流行事の充実をめざします。

施 策

- ポスターセッション等によって、連携教育推進の発表の場を設定し、その内容を高松市のホームページに掲載します。
- 小中連携教育における、学習内容・教材等の情報交換や、小・中合同の交流活動・交流行事の推進に努めます。



(8) ふるさと教育の推進

現状と課題

郷土の歴史や民俗、郷土ゆかりの作家などについて学ぶサンクリスタル学習や、老人会の人たちの協力を得て行う「昔の遊び」や「ふるさと学習」、子ども会・PTAとの共催で行う「稲作体験」や「もちつき大会」等、地域社会での豊かな体験の機会を増やし、地域の伝統や文化を大切にする心情を育て、ふるさとを愛し、郷土をよりよくしていこうとする態度の育成が求められています。

また、「寛学」では、郷土の偉大な作家、菊池寛の作品を読む時間を設け、読書意欲の向上を図るとともに、自己の生き方を深く考え、自らの夢と、高い志を育むなどの契機としています。

対応方針

- 子どもが興味を持ち、楽しく歴史や文化が学べるような教育活動をめざします。
- 「昔の遊び」や「稲作体験」など地域の伝統的な文化をはじめ、身近な芸術・文化に関する調査や施設見学等、体験活動の充実をめざします。
- 「寛学」の一層の推進をめざします。
- ふるさとに主体的にかかわる意欲と態度を育みます。

施 策

- 郷土の歴史に触れ、学び親しむ機会を増やし、豊かに学習できるよう、サンクリスタル学習や総合的な学習の時間における体験学習等の充実を図るとともに、歴史資料館、菊池寛記念館、美術館等の常設展の無料（高校生以下）を継続します。
- 高松市教育文化祭の取組の充実に努めます。
- 「寛学」を一層充実させ、道徳、特別活動、総合的な学習と連携することで、夢や高い志を育む教育を推進します。
- 高松市子ども議会を活用して作成した「高松子ども宣言」の朗読等を通して、ふるさと高松に貢献する人材を育成します。



《高松子ども宣言》

児童生徒が、未来の高松をつくる担い手としての意識をもちながら、健やかに成長することをめざし、各小・中学校の代表児童生徒が高松市こども議会で宣言文を作成しました。小・中学校版ともに5つの内容からなり、本市の全児童生徒共通の行動指針として、学校の実態に合わせた取組を行っています。

- (1) 主体的な学びに関すること
- (2) なかまとの絆づくりに関すること
- (3) 健康な体づくり・生活に関すること
- (4) 将来の夢や自らの生き方など志に関すること
- (5) 地域や郷土とのかかわりに関すること



高松市教育委員会

受けつこう

地域の行事に参加し
ふるさとを大切にします

志を持とう

自分の可能性を信じ
夢に向かって努力します

高めよう

自分の生活をふりかえり
健康な心と体をつくります

伝え合おう

互いのよさを認め
思いを伝え合い 絆を強めます

進んで学ぼう

自分から学び 目標に向かって
チャレンジします

わたしたちは 自分の力をさらにのばし
未来の高松をつくることを宣言します

高松子ども宣言

<小学校版>



高松市教育委員会

高松子ども宣言

わたしたちは 社会の一員としての
自覚を持ち 率先して行動し
未来の高松を創ることを宣言します

追究

探究心を持ち 主体的に学び
自分を向上させます

理解

互いの良さを認め 尊重し
素直な気持ちで接します

鍛錬

日々の努力を積み重ね
強い心と体をつくります

完遂

自分を見つめ 夢に向かって
粘り強くやり抜きます

創造

地域の魅力を見つけ 発信し
未来の高松を創ります

<中学校版>

(平成27年作成)

(9) 読書活動の推進

現状と課題

平成 26 年 3 月に「新高松市子ども読書活動推進計画」【改訂版】（平成 26 年度から 28 年度）を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいます。学校では、専門的な知識や資格を持つ学校図書館指導員を配置し、子どもの読書意欲の向上を図るとともに、学校図書館の環境整備に取り組んでいます。また、幼稚園・こども園・小学校・中学校において、読書活動の形成や自ら学ぶ姿勢を身につけることを目標として、心にゆとりをもたらすことにもつながる一斉読書活動を推進しています。また、一斉読書活動等の時間に郷土の偉大な作家、菊池寛の作品を読む時間「寛学」を設け、読書意欲の向上を図るとともに、自らの夢を育み、高い志を育むなど、自己の生き方を深く考える契機としています。

一方で、子どもが置かれた社会的環境が多様化しており、読書活動に関する体験やレディネスの個人差が大きくなっています。

対応方針

- 学校図書館指導員を活用し、学校図書館教育の充実を図り、子どもの読書意欲の向上をめざします。
- 全ての子どもに読書習慣を形成するため、学校における一斉読書活動を推進します。
- 「寛学」の一層の推進をめざします。

施 策

- 学校図書館教育における学校図書館指導員の成果をもとに、全ての小・中学校への配置の拡充に努めます。
- 全ての小・中学校で、学校・学年単位での一斉読書活動の充実に努めます。
- 「寛学」を一層推進させ、道徳、特別活動、総合的な学習と連携することで、夢や高い志を育む教育を推進します。
- 全ての幼稚園・保育所・こども園で、「高松市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、ブックリストを参考に絵本を活用した教育を推進します。



(10) 体験活動の推進

現状と課題

幼稚園・こども園（保育所）・学校では、遠足や修学旅行、集団宿泊学習、職場体験学習等の学校行事と総合的な学習の時間において体験学習を行い、サンクリスタル高松の歴史資料館・菊池寛記念館・中央図書館の三館においては、歴史、文学、図書館学習を行うサンクリスタル学習を、また、美術館においてはそれに連携した美術館学習を実施しています。また、平成28年11月に開館予定のこども未来館でも、科学やプラネタリウム、図工などの体験学習を実施することになっています。

子どもの心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、よりよい生活や人間関係を築く自立的、実践的な態度を育てるには、様々な体験活動が必要とされていることから、学校教育と連携を図ることで、子どもの創造力を育み、科学や音楽、美術などの文化芸術に関心を持つきっかけづくりに、今後も、体験学習の充実や、サンクリスタル学習、こども未来館学習等への参加校の増加を図る必要があります。

対応方針

- 園・学校と地域が連携し、老人会の人たちが園・学校を訪問して行う「昔の遊び」や「ふるさと学習」など、体験活動や催しの充実をめざします。
- 学校との連携を図りながら、子どもが興味を持って学習できるよう、サンクリスタル学習、美術館学習及びこども未来館学習の内容を充実させるとともに、参加校の増加をめざします。
- 美術館は、誰もが将来にわたって楽しみ活用できる社会教育施設であり、子どもが文化芸術に触れる機会を等しく幅広く提供できるプログラムの充実を図ります。
- こども未来館は、子どもの創造力を高めるような、多様な体験学習の機会の提供に努めます。
- 学校とアーティストや文化団体等が連携し、子どもの創造性を育めるよう、音楽やパフォーマンスなどに触れる機会の充実に努めます。

施策

- 総合的な学習の時間等で、地域の人材活用を通して活用する中で、学校での体験活動の充実を図ります。
- 歴史、文学、図書館教育を行うサンクリスタル学習、美術館学習及びこども未来館学習への参加校の増加に努めます。
- 学校等とのさらなる連携により、美術館の教育普及プログラムの充実を図ります。
- こども未来館では、学校教育と連携した科学実験やプラネタリウム学習を実施し、学校では体験できない、子どもが楽しく学べるプログラムを提供していきます。
- 学校巡回芸術教室や高松国際ピアノコンクール推進事業などを活用しながら、学校での創造活動の充実を図ります。

(11) 就学前教育の充実

現状と課題

少子化や核家族化、ライフスタイルの多様化、自然環境の減少等、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、人や自然と関わりにくい現状から、小学校以降の教育の基盤となる生きる力や人格形成の基礎を培う就学前教育の重要性への認識が高まってきています。

子ども・子育て支援新制度において、国は、認定こども園の普及をめざしており、本市においても適正規模による集団生活を維持し、保護者の就労状況にかかわらず就学前の子どもに、等しく質の高い教育・保育を一体的に提供できる幼保連携型認定こども園を設置しました。

また、安心・安全に遊びこめる環境や、発達に応じた豊かな体験を保障し、一人一人の育ちを見通した質の高い教育・保育を、就学前の子どもに提供する必要があります。

対応方針

- 園・地域の実態や小学校教育との接続を踏まえた教育課程の編成・評価を行い、豊かな学びを育む特色ある園運営を実施します。
- 幼児期の発達の特性を踏まえた組織的・計画的な指導・育成を行い、子どもの主体的・協働的な遊びを促す指導内容や方法の改善、環境や教材研究に努めます。
- 幼稚園・保育所・こども園全ての子どもに質の高い教育・保育を提供するため作成された「高松っ子いきいきプラン」を踏まえた教育・保育実践を推進します。
- 家庭と連携して子どもの生活リズムを整え、基本的な生活習慣の確立に努めます。
- 幼稚園・保育所・こども園・小学校の連携強化をめざします。

施 策

- 保護者の就労状況にかかわらず質の高い教育・保育を一体的に提供できる、幼保連携型認定こども園への移行を促進します。
 - 幼児一人一人の発達を多面的に理解し、意図的・計画的な環境の構成と支援に努めます。
 - 自然など身近な環境に関わり遊びこむ活動を通して、豊かな感性を育み、健康な心と体づくりに努めます。
 - 幼児期の発達を踏まえ、同年齢・異年齢児との交流保育や地域の人などとの交流活動を推進し、子どものコミュニケーション能力や人間関係を結ぶ力等の育成に努めます。
 - 芸術士派遣事業を実施し、子どもの創造性を育む指導や、援助の在り方についての取組を進めます。
 - 「高松っ子いきいきプラン」を見直し、活用しやすい工夫に努めます。
 - 幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の今後示される改訂内容についての理解と実践に努めます。
 - 幼稚園・保育所・こども園・小学校は、子どもの発達を長期的な視点でとらえ、互いの教育内容や指導方法について理解を深めるため、連携や交流の機会の充実に努めます。
- また、発達と学びの連続性を確保するために、幼児期の終わりまでに育てほしい姿を

明確にし、接続期カリキュラムの作成と実践に努めます。

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
全学級で道徳の授業を公開している学校の割合 (小・中学校)	54.9%	100%	100%
スクールソーシャルワーカーの配置人数 (中学校)	9名	15名	22名
不登校児童生徒に占める適応指導教室への通室率	小 15.4% 中 13.2%	小 18.0% 中 14.0%	小 20.0% 中 15.0%
学校評価平均評価得点 (体力・運動能力の育成に関すること) ※ 最高点4点 (小・中学校)	—	3.2点	3.5点
小児生活習慣予防検診における二次健診受診者の改善率 (小学校)	39.4%	45%	46%
人権教育指導・研究資料の利用率 (小・中学校)	—	75%	90%
年間計画を作成し小中連携教育を推進している学校の割合	—	100%	100%
ふるさと教育として「高松市こども宣言」を活用している学校の割合	—	100%	100%
学校図書館の児童生徒一人当たりの年間貸出冊数	小学校 51.3冊 中学校 10.4冊	小学校 55冊 中学校 12冊	小学校 55冊 中学校 12冊

小学校との連携を実施 している幼稚園・保育 所・認定こども園の割 合	79%	100%	100%
芸術士派遣年間施設数 (幼稚園・こども園)	35か所	40か所	40か所

3 教員の資質向上と教育指導体制の充実

これからの社会で求められる教育の展開や学校現場の諸課題へ対応するため、教員に対する研修を充実させるほか、学校評価の推進による学校運営の自立的・継続的な改善に取り組みます。

また、教員の業務の多様化に対応するため、市費講師等の配置になどによる教育指導体制の充実に取り組むことにより、子ども一人一人と向き合う環境づくりを進めるとともに、地域住民・保護者と協働して開かれた信頼される学校づくりに向け、教員の資質向上と教育指導体制の充実に取り組みます。

(1) 子どもと向き合う環境づくり

現状と課題

学校では、いじめ、不登校、校内暴力などの教育問題が、深刻化する傾向にあり、心身の発育の過程で、心理的に不安定になる子どもの増加もみられます。

本市では、様々な課題に対応するための教員や、少人数学級編制に伴う教員の配置を行うとともに、学校の教育活動にかかわる外部講師や地域の人材活用に努めているところですが、より一層の拡充・増員が求められています。

さらに、特別支援教育支援員については、これまで、様々な障がいのある子どもの「日常生活上の介助」や「基本的生活習慣の確立」及び「学習支援」などの面で大きな成果をあげてきましたが、より多くの学校に配置するため、支援員の増員を図る必要があります。

子どもの学力定着をはじめとして、教員が一人一人の子どもと向き合い、きめ細かな支援や対応をするためには、人的な配置とともに、日常的に子どもに接する立場にある教職員の心の健康の保持・増進を図ることも大切です。

また、教職員の事務的な業務が増加する傾向にあり、負担軽減を図るため、校務支援システムの導入により、校務の効率化・簡素化など、環境整備面の充実が図られていますが、その改善や研修が必要となっています。

対応方針

- 教員の加配に努め、教員が子どもと向き合う環境づくりの充実をめざします。
- 少人数学級を推進し、子どもに対するきめ細かな支援や対応ができる環境づくりをめざします。
- 特別支援教育支援員等の配置に努め、特別支援教育のより一層の充実をめざします。
- 教職員が生徒指導等の問題について相談しやすい職場環境づくりをめざします。
- 校務の効率化・簡素化を図るために、校務支援システムの開発・改善により、その充実をめざします。
- 幼稚園・保育所・こども園の教職員が幼児教育についての専門的な研修を受けたり、園内研修の充実を図り、資質向上をめざします。

施 策

- 指導に配慮を要する子どもに適切に対応するため、市費講師等の配置に努めます。
- 子どもと向き合い、きめ細かな支援や対応をするため、少人数学級編制の工夫拡充に努めます。
- 特別支援教育支援員の確保及び資質の向上を図り、特別支援教育の充実に努めます。
- 問題等に対し、管理職を中心に複数で対応する体制づくりや、学校医への健康相談等の実施により、教職員の心の健康の保持・増進に努めます。
- 校務支援システムの開発・改善に取り組むとともに、効果的に活用できるよう、教員の研修に努めます。

(2) 教員の資質向上

現状と課題

本市では、これまでライフステージに応じた教員研修を実施し、教員の資質・能力の育成に取り組んできました。基本研修、職務研修、専門研修を柱に必要性等に応じ、計画的に実施するとともに、若年教員を対象とした高松塾を自主研修として開催しています。また、長期研修生を対象とした研修を1年間通して、計画的に実施しています。

採用との関連で基本研修を受講する教員数が増加しており、研修計画の見直しが必要となっています。また、子どもを取り巻く環境の変化が速く、問題も多様化しており、期を失せずに対応した研修が求められています。

対応方針

- 教職員のライフステージに応じた研修により、教職員の能力向上をめざします。
- 学校が直面している課題に適切に対処するため、学校現場の実態及びニーズにそって、必要とされる知識・技能や実践力能力を身につける研修の推進をめざします。
- 情報教育に関する校内研修を実施するなど、子どもをインターネット等に含まれる有害環境から守ることをめざします。

施 策

- 教員の資質・能力の向上のため、(ライフステージに応じた)基本研修や(課題解決に向けた)専門研修の充実を図るとともに、学校からの要請による訪問指導を推進します。
- 直面する教育課題の解決に焦点化した課題研修を実施することで、学校のニーズに適切な対応に努めます。
- 本市の教育施策の具現化を図るため、職務研修の内容や実施時期、県教育センターとの共催等について見直しを進めます。
- 研修成果を校内研修に役立て、教員の授業力の向上に役立てます。
- モデルとなる指導計画を作成し、教員研修の充実を図ることにより、教職員が情報モラルを正しく指導できるように努めます。

(3) 学校評価の推進と学校運営の改善

現状と課題

各園・学校が自らの教育活動その他の学校運営について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、園・学校として組織的・継続的な改善を図っています。

学校関係者評価委員会を設置し、適切な情報提供を行い、毎年度1回以上、評価を行う。平成26年度の園・学校の実施状況は、100%となっています。

市の教育方針と学校独自の教育内容の両者を効率的かつ効果的に評価できる評価項目の精選が課題となっています。

対応方針

- 学校関係者評価委員会を設置し、毎年度1回以上、評価を行い、適切な情報提供を受け、評価内容の公表を行うとともに、園・学校の実施状況について、今後も100%をめざします。

施 策

- 全ての園・学校で、学校評議員会及び学校関係者評価委員会の評価を適切に行うため、学校運営の評価が一面的なものにならないよう、評価項目の精選に努めます。
- 学校評議員や保護者等を委員とした学校関係者評価は、学校運営の改善を図るうえで不可欠なものとして、その評価の報告を求め、その内容を整理・保存し、園・学校への指導・助言に努めます。

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
小学校5・6年生を対象に、本市独自の少人数学級編制を行うために教員を配置している校数	5校	8校	9校
市費講師の配置校数 (小・中学校)	14校	15校	17校
勉強がおもしろいと回答している児童・生徒の割合(抽出調査)	小3 38.6% 小5 20.2% 中2 6.9%	小3 50.0% 小5 30.0% 中2 10.0%	小3 65.0% 小5 40.0% 中2 15.0%

Ⅱ 学校教育環境の整備

1 学校教育施設の整備

学校施設について、維持管理コストを抑えながら長寿命化を図り、良好な教育環境を維持するため、「学校施設整備計画（仮称）」を策定するほか、高松第一高等学校校舎等の全面改築を行うなど、総合的な学校施設整備に取り組みます。

また、新しい学校給食センターの建設に取り組むとともに、給食調理場の計画的な整備に取り組みます。

（１）学校教育施設の整備

現状と課題

小・中学校においては、施設の長寿命化に向けた老朽化対策のほか、児童生徒の急増に伴う教室不足への対応が求められています。また、自然との共生、環境負荷の軽減や環境・エネルギー教育への積極的な活用の観点から、環境に配慮した学校づくりが求められています。

高松第一高等学校の校舎等については、老朽化の著しい校舎等の改築整備が必要となっています。

学校給食調理場の経年劣化により大規模な施設整備や厨房機器の更新が集中することが見込まれること及び衛生管理を強化するため、既存の調理場については計画的な整備が必要となっています。

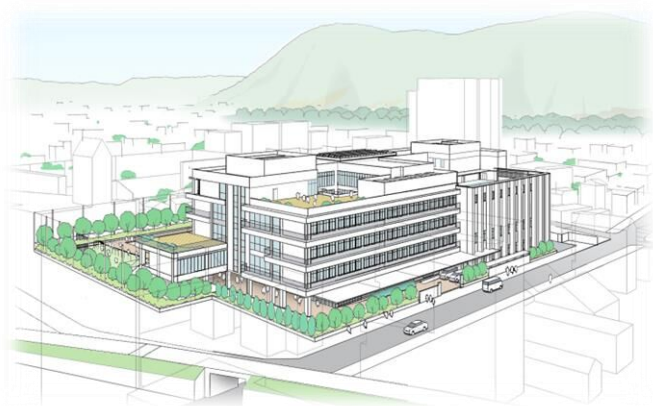
子どもの健康を保持増進し、学習能率の向上を図るためには、健康的で快適な学習環境を作ることが必要であり、そのための学校環境衛生活動は学校経営における重要な役割を担っています。昨今の社会環境の変化は著しく、健康に関する様々な学校環境衛生にかかわる諸問題への対応が必要となっています。

対応方針

- 幼稚園・こども園・小学校・中学校及び高松第一高等学校の施設の老朽化した校舎を整備及び児童生徒数の急増への対応をするほか、適切な維持管理に努め、安全・安心な学校づくりをめざします。
- 子どもの環境教育にも役立つ施設となるよう、環境に配慮した学校づくりへの積極的な取組をめざします。
- 「学校跡地・跡施設利用基本計画」に基づき、校舎の改修や緑地帯の整備等を行い、跡地・跡施設の有効利用をめざします。
- 学校給食調理場の老朽化した施設等の整備及び衛生管理の強化で安全により、安心な給食の提供をめざします。
- 健康的で快適な学習環境の維持をめざします。
- 「高松市幼保連携型認定こども園整備基本方針」に基づき、幼保連携型認定こども園への移行を促進します。

施 策

- 施設の有効利用を図るために、長寿命化に向けた、計画的かつ効果的な老朽化対策に取り組めます。
- 児童生徒数が急増している林小学校、多肥小学校等については、校舎の増築、運動場の拡張等により、教育環境の整備に努めます。
- 校庭の芝生化や太陽光発電設備の設置、雨水等の利用、節水型トイレの導入等、環境に配慮した学校づくりに努めます。
- 跡地・跡施設については、校舎改修や緑地帯の整備を行うなど、地域の要望を踏まえ、有効利用に努めます。
- 高松第一高等学校については、老朽化の著しい校舎等の改築整備を進めます。
- 児童生徒数の増加に伴う対応が必要となっている学校区において、新設第二学校給食センター（仮称）の建設を進めるとともに、給食調理場の計画的な整備に取り組めます。
- 「学校環境衛生の基準」に基づく環境衛生検査を実施し、環境衛生の維持・改善を図ります。
- 幼稚園園舎の改修や幼保連携型認定こども園の整備に努めます。



（栗林小学校 完成図）

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
学校施設長寿命化の進捗率 ※ 学校施設整備計画（仮称）に基づく平成35年度末の長寿命化整備工事計画棟数を100とした場合の進捗率 （小・中学校）	—	15%	100%
幼保連携型認定こども園に移行している園数	0園	6園	11園

2 教育機能と就学支援の充実

ＩＣＴ機器の積極的活用や教員が子どもと触れ合う時間、教材研究の時間の確保に取り組むとともに、教育に関する研究成果の蓄積・活用により、教育機能を充実させていきます。

また、就学について希望者のニーズに応じた各種支援を効果的に周知し、充実させていきます。

(1) 教材・図書の整備

現状と課題

平成26年度には27年度使用小学校教科用図書選定が、27年度には28年度使用中学校教科用図書選定がそれぞれ行われ、それに伴い、教師用教科用図書をはじめ、新しい教材の整備を進めています。

また、読み物としての図書の充実と調べ学習に必要な図書資料の両面の充実を図り、学校図書館図書標準の100%を達成しています。

次期学習指導要領改訂を受けた学校教育に備えた教材・図書の整備が課題となるとともに、全市立小・中学校において学校図書館図書標準の100%達成を維持した図書の更新を推進する必要があります。

対応方針

- 計画的に教材を整備し、学校教育環境の充実をめざします。
- 小・中学校において、図書及び図書館資料の充実を図り、子どもの意欲的な読書を支え、学習・情報センターとして機能する学校図書館をめざします。

施策

- 次期学習指導要領に対応する教材を、計画的に整備します。
- 学校図書館図書標準の100%達成を維持した図書の更新を推進するとともに、学校図書館資料を活用した学習室及び情報センターとしての機能の充実を図ります。

(2) 学校の情報化の充実

現状と課題

近年、教職員の事務的な業務が増加しており、校務の効率化、簡素化により負担軽減を図るため、教育用コンピュータの機器を充実させ、定期的に更新するとともに、校務用コンピュータの整備を進める必要があります。

子ども及び教員のインターネット利用環境は、各小中学校及び関係機関を接続する専用回線の高松市教育情報通信ネットワークシステム（以下、T E N Sと略する）であり、学校間で情報のやりとりや、授業などに利用していますが、I C T機器の運営管理、有効に活用するための情報リテラシーの向上が課題となっています。

対応方針

- 計画的に教育用コンピュータを整備し、学校環境の充実をめざします。
- 高松市学校情報セキュリティ対策基準に基づき、適切な運用を行い、高松市内の教職員の校務の効率化を図るとともに、個人情報等の紛失・漏えいの回避を図ります。
- I C T機器を授業に有効に活用できるよう、教員のリテラシーの向上をめざします。

施 策

- 教員を対象とした校務支援システム操作及び運用のための研修を実施します。
- I C T機器を授業等で有効に活用できるよう、教員のコンピュータリテラシー向上のための研修を実施します。
- 学習活動に生かすため、各学校に配置している教育用P Cのタブレットの割合を増加させていきます。

(3) 教育に関する研究成果の蓄積・活用

現状と課題

高松市の教育課題の解決や、学習指導要領の改訂に向けた調査研究を小・中学校に委嘱し、2か年計画で研究に取り組んでいます。調査研究を進めるにあたって、大学教員等を指導者とした研究委員会を設置し、学校を支援しており、また、実践の成果を研究紀要にまとめ各校（園）、関係機関に配布するとともに、研究発表会を開催しています。

調査研究のテーマを設定する際には、学校のニーズと一致するよう努めるとともに、調査研究の成果を広く市内に普及・啓発するための手立てを工夫する必要があります。

対応方針

- 各校から調査研究委員を選出し、学習指導、子ども理解などに関する調査研究を行い、教育課題の解決をめざします。
- 学校現場の教育課題や発達段階に対応した調査研究に学校と共同して取り組み、その成果を蓄積するとともに、優れた実践事例の活用を促進することにより、教育活動の充実をめざします。

施 策

- 研究協力校等での調査研究の結果について、研究成果発表会、公開授業等を開催し、研究紀要を発刊することにより、成果の蓄積と活用を図ります。
- 蓄積した研究成果を学校や幼稚園・こども園が活用できるように、研究成果のデータベース化を図ります。

（４）奨学金事業等の推進

現状と課題

経済的理由で就学が困難な子どもについては、その保護者を対象として、就園奨励・就学援助や奨学金の支給など、教育費の負担軽減を図っていますが、低迷する経済状況や家庭環境の多様化から、その制度を活用する保護者は増加傾向にあり、今後も経済的負担の軽減を図る必要があります。

対応方針

- 経済的理由等により教育を受けることが困難な子どもの、教育の機会均等をめざします。

施 策

- 経済的理由で就学が困難な子どもの保護者に対する就園奨励・就学援助や保育料等の補助に努めます。
- 経済的理由で高等学校等への進学が困難な者に対して、奨学金の支給や入学準備金の貸付けなどに努めます。

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
学校図書館図書標準を達成した学校の割合 (小・中学校)	100%	100%	100%
教育用PC内、タブレット端末の配置台数 (PC教室除く)割合 (小・中学校)	11.2%	30%	50%
応用力(思考力・判断力・表現力)を身につける教育活動に力を入れる必要があると回答した教員の割合	小 15.9% 中 6.9%	小 25% 中 15%	小 35% 中 30%

Ⅲ 子どもの安全確保

1 子どもの安全対策の推進

スクールガード・リーダーの市立こども園・幼稚園・小学校への派遣や不審者情報メールの配信、子どもに関する相談体制を充実させるとともに、学校、家庭、地域及び関係機関の連携を強化し、効果的な子どもの安全確保に取り組みます。

(1) 子どもの安全対策

現状と課題

昨今、子どもが被害に遭う事件や事故が多発しているほか、不審者の子どもへのつきまといや声かけなど、子どもの安全が脅かされる事案が多く報告されており、子どもの安全を確保するための対策が求められています。

また、東日本大震災以降、地震・津波を含めた災害安全への対応・対策がより一層求められています。

また、児童虐待に関する相談対応件数が増加し、内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。身体的暴力など重篤なケースもあり、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの自立に向けた支援が必要となっています。

対応方針

- 不審者等からの被害にあわないように警察や関係団体等と連携し、より一層、子どもの見守り体制の充実をめざします。
- 危機管理マニュアルと安全マップを作成や災害時を想定した避難訓練等により、非常災害からの子どもたちの安全確保をめざします。
- 子どもが防災に関する基礎的・基本的な知識・技能を習得すること、また、それらを活用して、自分のいのちは自分で守る能力の育成、さらに、地域と連携し、地域防災の担い手となる子どもたちの育成をめざします。
- 安全上の諸課題に対応できる教職員の拡充をめざします。

施策

- 登下校時や不審者侵入時の子どもの安全・安心を確保するため、スクールガード・リーダーの配置の拡充や効果的な活用に努めます。
- 警察や学校等との連携をより一層密にし、積極的な不審者情報等の提供を促すとともに、不審者情報メール配信先の拡充に努めます。
- 小学校の下校時間帯を中心とした安全パトロールに取り組むほか、重大な不審者事案等が発生した場合には臨時巡回を実施する等、子どもの被害防止に努めます。
- 学校安全管理研修会等を開催し、学校を巡る安全上の諸課題に対応できる教職員の育成に努めるとともに、全ての幼稚園・こども園・小学校・中学校・一高において危機管理マニュアルと安全マップを作成し、定期的に見直しを行っていきます。

- 児童虐待防止への取組を推進するため、関係機関相互の連携を深めるとともに、広報・啓発活動に努めます。
- 消防署や気象台の職員など、防災の専門家を学校に派遣することにより、災害が起こる原因や災害発生時の行動など、災害時対応の基礎的知識を習得させるとともに、学校での防災訓練や地域と連携した防災訓練など実践的な取組を実施することにより、防災教育の充実を図ります。

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
子ども人口千人当たりの不審者情報メール配信先件数	7.6件	8.4件	9.1件
スクールガード・リーダーの年間派遣回数 (小学校1校当たり)	9.2回	9.5回	10回

2 子どもの交通安全対策の推進

通学路の安全確保に向けた取組を継続的に推進することにより、子どもを交通事故の危険から守ることを目的として、学校、家庭、地域及び関係機関の連携を強化し、効果的な子どもの安全確保に取り組めます。

(1) 子どもの交通安全対策

現状と課題

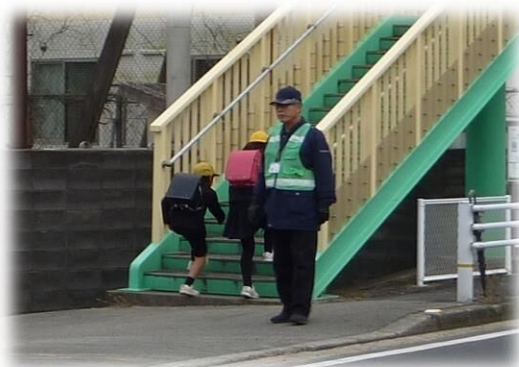
昨今、子どもが登下校中に被害に遭う事故が多発し、子どもの安全が脅かされる事案が多く報告されており、子どもの交通ルールに対する意識の高揚、交通安全についての正しい知識と技術の習得や通学路の安全確保のための対策が求められています。

対応方針

- 「高松市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、子どもが安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。
- 子どもの交通ルールに対する意識、交通安全についての正しい知識と技術を身に付けることで、交通事故の未然防止を図っていきます。

施 策

- 「高松市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の定期合同点検を計画的に実施するほか、臨時、緊急合同点検を必要に応じて実施していきます。
- 交通ルールに対する意識の高揚、交通安全についての正しい知識と技術を身につけるために、交通安全教室を開催していきます。
- 自転車通学許可生徒がいる中学校及び高松第一高等学校で、自転車点検を実施し、整備が必要な自転車を持つ生徒への指導・整備確認を行うとともに、生徒の安全と安全意識の向上を図っていきます。



【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
通学路合同点検計画における達成率	64%	84%	100%

Ⅳ 青少年の健全育成

1 子どもの体験活動の充実

子どもの創造性や積極性、社会性を養うため、関係団体と連携し、日常では体験できない活動の場や機会を提供します。

(1) 放課後や週末の体験・交流活動の場づくり

現状と課題

遊びや体験活動は、子どもの心身の成長にとって重要な役割を担っており、子ども会等の市民団体が、子どもが遊びの中から、自発的、自然発生的に様々な体験ができるよう、自然を活用した体験や子ども会活動を行っていますが、子どもの自立した大人への成長を支えるためには、成長段階に応じた多様な学習機会の提供が求められています。

今後も、子どもの創造性や積極性、社会性を養い、心豊かな人間に育てるために、こうした体験活動を、充実させる必要があります。

対応方針

- 子ども向けの体験型学習活動を行う市民団体等を支援し、子どもの創造性や積極性、社会性を養い、心豊かな人間の育成をめざします。
- 子どもが、安全な環境の中で、成長段階に応じた遊びや体験学習ができるよう、多様な学習機会の提供をめざします。

施 策

- 体験活動を行う子ども会等、市民団体の支援に努めます。
- 子どもに多様な学習機会を提供するため、コミュニティセンター及び生涯学習センターにおいて子ども向けに、体験学習や地域との交流を深める講座、子どもの学ぶ意欲を高め、生きる力を育む講座等の開催に努めます。



【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
子ども会の加入率	59.1%	69%	73%
高松市ホームページにある子ども向けサイトへのアクセス数	45,161件	58,000件	70,000件

2 青少年の健全育成の推進

多くの市民が青少年の非行防止と健全育成に関心を持ち、理解と協力を得るために、効果的な情報提供、啓発に取り組むとともに、地域や関係機関等との連携をより一層密にし、補導、相談、環境浄化活動など、総合的な健全育成活動に取り組めます。

また、情報モラルの向上を含め、インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策に子どもの発達段階に応じて取り組めます。

(1) 子どもが安心できる場所づくり

現状と課題

本市においても、都市化、核家族化、少子化の進行などに伴い、地域社会の人間関係が希薄になるとともに、遊びの空間や時間、仲間が減少しており、子どもが地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりのため、放課後等に子どもが安心して過ごせる場所の確保が求められています。

子どもの安全で安心な居場所づくりを推進するため、小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、体験活動や地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室を、34 小学校区で開設しています。

今後は、地域コミュニティ・学校等、地域全体の理解・協力を得る中で、市内の全小学校区での実施を図る必要がありますが、人材や活動場所の確保が課題となります。

また、小学校の余裕教室等を利用し、保護者が労働等により昼間家庭に居ない小学生を対象として実施している放課後児童クラブは、異なる学年の児童や指導員との交流の場ともなっていますが、今後は、運営内容の充実や放課後子ども教室と連携した総合的な放課後対策、地域の需要を見極めた定員設定が課題となります。

対応方針

- 放課後子ども教室事業の拡充を図るため、地域全体の理解と協力を得るとともに、人材を育成する機会の充実をめざします。
- 放課後児童クラブの事業内容の充実を図るため、指導員の研修をはじめ、定員増に対応した施設整備の充実をめざします。
- 放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な、又は連携した実施をめざします。

施 策

- 放課後子ども教室事業を実施していないコミュニティ協議会などへ今後とも働きかけるとともに、コーディネーター、安全管理員、教育活動推進員等、地域の人材を育成するため、研修会の実施に努めます。
- 放課後児童クラブの拡充を図るとともに、待機児童の解消に努めます。
- 一体型の放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施校区数の拡充に努めます。

(2) 青少年の非行防止活動の推進

現状と課題

子どもの非行防止・健全育成のため、警察や関係団体等と連携し、補導活動や少年相談、各種啓発活動など様々な対策を講じており、年々、警察に検挙・補導される子どもは減少傾向にあります。しかし、依然として少年非行に占める万引きの割合が高いことや非行の低年齢化が危惧されています。

また、急速にインターネットが普及したことにより、携帯電話やスマートフォンを中心としたインターネット利用に伴うトラブルが多発しており、対応が求められています。

対応方針

- 万引きや喫煙等の非行防止のために、警察や関係団体との連携を深め、子どもの実態に即した補導活動の充実をめざします。
- 家庭・学校・地域及び関係機関等がより一層連携し、子どもの非行防止・健全育成に取り組むため、多様な広報啓発に努め、市民意識の高揚をめざします。
- 万引きやインターネットに係るトラブルの未然防止のため、小学校段階からの規範意識の醸成をめざします。

施 策

- 警察や関係団体と連携し、下校時間帯を中心とした通常補導を実施する他、長期休業中や高松まつりなどの子どもが集まる行事の際には特別補導を実施し、子どもの実態に即した効果的な補導に努めます。
- 関係団体と連携して作品展の開催や街頭キャンペーンを実施し、非行防止・健全育成に係る広報啓発に努めます。
- 各種保護者啓発リーフレットの配布や小学生を対象とした出前授業により、小学校段階からの非行の未然防止に努めます。



(3) 情報モラル教育の推進

現状と課題

著しい情報技術や機器の発達を背景に、様々な場所で、様々な機器を用いてインターネット接続が可能となっており、SNS、コミュニティサイト等を利用したいじめや性的な被害などが増加するとともに低年齢化が進んでいます。

また、携帯電話やゲーム機等の長時間利用に伴う「ネット依存」や生活習慣の乱れも危惧されており、喫緊の課題となっています。そのため、子どもに情報モラルを育成するとともに、子どもが被害者にも加害者にもならないように、家庭を巻き込んだ取組が求められています。

対応方針

- 子どもを取り巻く大人への研修・啓発を進めることで、家庭でのルール作りを始め、子どもが適切にインターネットを利用できる環境づくりをめざします。
- インターネット利用の低年齢化を踏まえ、小学校段階からの情報モラル教育の推進をめざします。

施 策

- 保護者・教員を対象とした情報モラル等指導支援事業を実施し、啓発活動に努めます。
- 小学4年生対象の情報モラル出前授業を核とした情報モラル教育推進事業を実施し、家庭でのルール作りを始め、インターネットに触れ始める時期の指導の充実に努めます。
- 情報モラルに関する問題行動について、「児童生徒問題行動等対応マニュアル」を現職教育や研修等で活用し、問題行動の未然防止や早期解決に努めます。
- 関係機関と連携して最新の情報を提供するなど、学校で情報モラルの指導が適切に実施できるよう支援します。

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
少年人口千人当たりの 補導人数	21人	18.7人	17.1人
ICT機器を活用して 情報モラル教育を実施 している教員の割合	小 73.5% 中 59%	小 80% 中 80%	小 90% 中 90%
児童の情報モラルにつ いての理解度 出前授 業後のアンケート評価	—	90%	95%

V 家庭・地域の教育力の向上

1 学校・家庭・地域の連携強化

学校・家庭・地域が一体となって、子どもを育てる活動を展開します。

子ども、教職員、保護者、地域住民が協力して、挨拶や声の掛け合い、また、共に活動することを通して、「礼儀」、「思いやり」、「将来の夢」等、豊かな心を育み、学校・家庭・地域の活性化をめざします。

(1) 家庭・地域と一体となった学校の活性化

現状と課題

園・学校・家庭・地域社会が一体となって、子どもを育てる活動の一環として、「スマイルあいさつ運動」を展開しています。子ども、教職員、保護者、地域住民が連携協力して、あいさつや声をかけ合うことを通して、「礼儀」、「思いやり」等、豊かな心を育み、学校・家庭・地域社会の活性化をめざしています。

また、市立全中学校が、生徒指導に関する地域ボランティアを募り、学校サポート委員会を組織し、地域の教育力を生かしながら、子どもの健全育成を図っており、各委員からの情報を子どもの指導に役立てています。

「スマイルあいさつ運動」等の取組において、学校間で、取組を交流する場が少なく、優れた実践があるものの、全市立幼稚園・こども園・小学校・中学校に渡る施策の拡充が課題となっています。

対応方針

- 学校・家庭・地域社会が一体となって、子どもを育てる活動の一環として、学校や地域の実態に応じた継続的な取組の充実をめざします。
- 学校サポート委員会等、学校を支援する組織を充実させ、地域の教育力を生かしながら、学校のサポートと子どもの健全育成をめざします。

施 策

- 「スマイルあいさつ運動」を継続的に実施するとともに、小中合同で行うなど、工夫した取組に努めます。
- 地域の教育力を生かしながら子どもの健全育成を図り、高松市地域サポートチームの効果的運用を支援するための「学校サポート委員会推進事業」の適切な運用に努めます。
- 新番丁小学校サポート協議会をモデルとして、学校、家庭、地域が一体となった高松型学校支援体制の構築に努めます。
- 小・中学校における問題行動の減少及び落ち着きのある学習環境を保障するため、地域の人材を活用して実施しているハートアドバイザーの有効活用や、社会福祉士等の資格を持つスクールソーシャルワーカーの配置の拡充に努めます。
- 幼稚園・保育所・こども園が保護者からの相談の機会を増やすとともに、様々な行事

や保護者会等を通して、子育て支援の充実に努めます。

- 地域に開かれた幼稚園づくり推進事業等の実施により、家庭・地域との連携による子育て支援の充実に努めます。

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
学校・家庭・地域が協働で教育活動の支援に取り組む仕組みを設けている学校数	1校	10校	20校

2 家庭及び地域の教育力向上の推進

家庭教育学級、子どもを中心にした地域交流事業などの実施により、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。

また、多くの保護者が集まる機会を活用した規則正しい生活習慣づくりのための啓発や生活チェックシートを配布するなど、子どもたちへの啓発にも取り組みます。

(1) 家庭の教育力の向上

現状と課題

家庭教育は、子どもの健全な成長、人格の形成にとって大変重要な役割を担っていますが、少子化、核家族化、都市化、地縁関係の希薄化など、家庭を取り巻く社会環境が変化し、子育てに不安や悩みをもつ保護者の増加が見られ、家庭における教育力の低下が指摘されているほか、成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠である適切な運動や、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠などの基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして問題視されています。

このようなことから、個々の家庭の問題として見過ごすのではなく、社会全体の問題として捉え、地域・学校と連携した家庭教育への支援が求められています。

核家族化の進行や生活習慣が、保護者の価値観等多様化する中、保護者に対して、子育てや家庭教育を学習する機会の拡充を図るほか、子どもの規則正しい生活習慣づくりの啓発に取り組む必要があります。

対応方針

- 家庭や地域の教育力を高め、子どもの健全育成を図るため、PTAや地域の婦人団体等が家族の役割や子育てについて自主的に学習できる機会を充実させ、家庭教育に関する情報の提供の活発化を図ります。
- 子どもの生活リズムを向上させ、学習やスポーツ・読書など、様々な活動に生き生きと取り組むことのできる子どもを育成するため、「早寝早起き朝ごはん運動」の普及・啓発を図ります。

施策

- 市が講座等を開催するほか、関係団体と協力し、子育てについて学習する機会を充実するとともに、家庭教育情報テレビ事業の実施や家庭教育学級等の開催により家庭教育・子育て支援に関する情報の提供に努めます。
- 複雑・多様化する子育て相談に適切に対応するため、相談員のスキルアップのほか、関係機関との連携強化に努めます。
- 「早寝早起き朝ごはん」運動については、就学時健康診断実施時など様々な機会を捉え、より一層の普及・啓発に努めます。
- 子どもの基本的な生活習慣の確立には、家庭が果たす役割は大きく、保護者に対する普及・啓発が重要であることから、保護者が集る様々な機会を捉え、普及・啓発に努め

ます。

(2) 地域の教育力の向上

現状と課題

都市化や核家族化の進行などにより、地域における人と人とのつながりが希薄になり、地域の教育力の基盤となる相互扶助機能の低下が懸念されています。

また、子どもや保護者の交流範囲が学校や職場、家庭に偏る傾向にあり、地域住民と関わる機会が少なくなっています。

地域における人間関係の希薄化やコミュニケーションの減少が進む中、地域と家庭、学校が連携し、地域ぐるみで子どもを守り育てることが必要とされています。

対応方針

- 地域ぐるみで子どもを守り育てる活動を支援し、地域の教育力の向上をめざします。
- 子どもの健全育成に取り組む母親クラブ等地域組織活動を育成・支援し、子どもの健全育成をめざします。

施 策

- 地域の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる連携体制の構築に努めます。
- 地域全体で子育て支援ができるよう、高齢者や子育て経験者等、より多くの住民参画を図り、幼児から小学生はもとより、中・高校生も参加できる各種行事・講座等の開催をはじめ、人材発掘・育成や情報交換、子どもを中心とした地域交流事業を新規に実施する等、相互交流の機会づくりなど活動内容の充実に努めます。
- 各種団体間の情報交換や相互交流を支援し、地域における子育て支援ネットワークづくりを推進します。



【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
朝ごはんを食べている 子どもの割合（小6）	87%	89%	91%
「子どもを中心とした 地域交流事業」を実施 している地域の割合	—	90%	100%

Ⅵ 生涯学習の推進

1 学習機会の充実

生涯学習センターや地域のコミュニティセンターで開催する講座を充実させ、市民の学習ニーズに応えるとともに、学習成果発表の場や交流の場の提供に取り組みます。

(1) 学習機会の充実

現状と課題

市民一人一人が、社会の中で豊かな人生を送るためには、社会の変化や多様化に常に対応できるよう生涯にわたり学び続けることが求められています。また、市民が求める生涯学習の内容は、性別・年代等で違い、広範囲にわたるため生涯学習に対するニーズは多様化しており、幼年期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた学習活動を支援し、生涯にわたって学ぶ意欲・意識の醸成が求められています。

また、市民の中には、学習の成果を役立てたいという意識が高く、生涯学習の成果の発表の場や人材情報の提供など、学習成果の活用方策の充実が求められています。

対応方針

- 市民一人一人の生きがいづくりや市民主体の地域活動を推進するために、幼年期から高齢期までのそれぞれの学習ニーズを把握し、生涯学習センターやコミュニティセンターを中心に、様々な学習機会の提供を充実します。
- 学習の成果を地域や社会で活かすことのできる環境を整えるため、「ゆめづくり推進事業」、「協働企画提案事業」など、学習成果を活用し、活躍できる地域活動を支援します。
- 生涯学習センターにおいて、市民が自ら企画・運営する「センター遊友塾」や市民団体・民間事業者等の参画を得て講座等を実施するほか、環境・人権・観光振興など多様な分野において、ボランティアの育成や指導者研修等の事業を実施し、学びの成果を活かして活動できる場を提供するとともに、学びの核となる人材育成の推進を図ります。

施 策

- 「生涯学習カレッジ事業」、「コミュニティセンター講座」等の実施により、多様な学習ニーズに応じた学びの機会の提供を行います。
- 「ゆめづくり推進事業」、「協働企画提案事業」等の実施により、学びの成果を活かした地域活動支援を行います。
- 「センター遊友塾」等の実施により、学びの成果を発表する場や機会の充実を図ります。
- 民間事業者、他団体等の協力を得ながら、学びの機会の充実を図ります。

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
まなびCAN及びコミュニティセンターの講座の延参加者数	609,561人	625,000人	637,000人

2 学習施設・機能の充実

図書館資料を収集・保存し、市民の利用に供するとともに、子どもの読書活動につながるイベント・講座等各種行事を開催します。

また、夢みらい図書館の整備のほか、資料の保存機能を充実させるため、施設の有効利用に取り組めます。

(1) 学習施設・機能の充実

現状と課題

生涯学習センター、コミュニティセンターなどの地域の生涯学習拠点施設のほか、既存の生涯学習施設の学びの場の充実・活用を図ることで、保護者に対する学習の機会や情報提供により家庭の教育力を向上させることや、地域ぐるみで子どもを育むための機会づくりが求められています。

対応方針

- 全市的な生涯学習の拠点施設として、民間教育施設では対応が困難な現代的課題に関する講座や他団体との事業連携を通し、生涯学習センターのより効果的な活用を図ります。
- 地域の生涯学習の活動拠点となるよう、コミュニティセンターに生涯学習推進員を配置するとともに、施設の整備・充実を図るなど、魅力のある学習事業や地域の課題を解決する取組を展開します。
- 各生涯学習施設のネットワーク化や機能の充実を図るとともに、「移動図書館事業」など各施設の特性を生かした効率的な活用を図ります。

施策

- 「センター利用促進事業」等の実施により、生涯学習センターの充実と活用を図ります。
- 「コミュニティセンター講座」等の実施により、コミュニティセンターの充実と活用を図ります。

- 夢みらい図書館の整備のほか、「図書館等資料整備事業」等の実施により、生涯学習施設の充実と活用を図ります。



【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
市民一人当たりの図書館図書貸出冊数	6.4冊	8.0冊	8.2冊

計画の推進

1 計画の進行管理

計画を効果的かつ着実に推進するためには、児童・生徒・保護者・教員及び一般市民を対象としたアンケート調査などにより、ニーズをきめ細かく把握するとともに、計画の進捗状況やその成果について把握しながら進行管理を行うことが必要となります。

そのため、各施策を実施するに当たっては、PDCAサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action））による進行管理を行い、毎年度、本計画に基づく施策の実施状況、施策目標の達成状況等について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育行政の点検・評価を行い、その結果を報告・公表することにより市民への説明責任を果たすとともに、教育の一層の充実と向上に努めます。

なお、社会情勢の変化や国の制度改正等により、新たに対応すべき課題が生じた場合や、毎年度の評価の結果等に基づき、計画年度中であっても必要に応じて適時、見直しを図ります。

2 関係部局、関係機関との連携

就学前教育の充実や家庭の教育力の向上、地域の教育力の向上など、教育委員会と関係部局をはじめ、企業や大学等の関係機関が連携して取り組むことで、より一層の効果が期待できる施策については、相互に連携し、積極的に事業を実施します。

施策の目標

I 学校教育の充実

1 確かな学力の育成

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
学校評価平均評価得点 (確かな学力の育成に 関すること) ※ 最高点4点 (小・中学校)	3.16点	3.2点	3.5点
教育課程において、「思考力・判断力・表現力」 を重点項目として取り 組んでいる学校数	小学校 39校 中学校 17校	全小・中学校	全小・中学校
キャリア教育のカリキ ュラムを作成している 学校の割合 (小学校)	92%	100%	100%
中学校英語の授業にお いて、発語の50%程 度以上を英語で行って いる教員の割合 (中学校)	93.6%	100%	100%
「高松市子ども環境学 習交流会」への参加校 数	小学校25校 中学校12校 (2年間で全小・ 中学校)	全小学校の1/2 校 全中学校の1/2 校 (2年間で全小・ 中学校)	全小学校の1/2 校 全中学校の1/2 校 (2年間で全小・ 中学校)
新入学児童生徒の内、 障害のある子どもや保 護者への教育相談等の 回数 (小・中学校)	5回	6回	6回
特別支援教育に係る巡 回相談の実施申込み人 数 (小・中学校)	75人	80人	80人

2 豊かな心と体を育てる教育の推進

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
全学級で道徳の授業を公開している学校の割合 (小・中学校)	54.9%	100%	100%
スクールソーシャルワーカーの配置人数 (中学校)	9名	15名	22名
不登校児童生徒に占める適応指導教室への通室率	小 15.4% 中 13.2%	小 18.0% 中 14.0%	小 20.0% 中 15.0%
学校評価平均評価得点 (体力・運動能力の育成に関すること) ※ 最高点4点 (小・中学校)	—	3.2点	3.5点
小児生活習慣予防検診における二次健診受診者の改善率 (小学校)	39.4%	45%	46%
人権教育指導・研究資料の利用率 (小・中学校)	—	75%	90%
年間計画を作成し小中連携教育を推進している学校の割合	—	100%	100%
ふるさと教育として「高松市こども宣言」を活用している学校の割合	—	100%	100%
学校図書館の児童生徒一人当たりの年間貸出冊数	小学校 51.3冊 中学校 10.4冊	小学校 55冊 中学校 12冊	小学校 55冊 中学校 12冊

小学校との連携を実施している幼稚園・保育所・認定こども園の割合	79%	100%	100%
芸術士派遣年間施設数（幼稚園・こども園）	35か所	40か所	40か所

3 教員の資質向上と教育指導体制の充実

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
小学校5・6年生を対象に、本市独自の少人数学級編制を行うために教員を配置している校数	5校	8校	9校
市費講師の配置校数（小・中学校）	14校	15校	17校
勉強がおもしろいと回答している児童・生徒の割合（抽出調査）	小3 38.6% 小5 20.2% 中2 6.9%	小3 50.0% 小5 30.0% 中2 10.0%	小3 65.0% 小5 40.0% 中2 15.0%

Ⅱ 学校教育環境の整備

1 学校教育施設の整備

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
学校施設長寿命化の進捗率 ※ 学校施設整備計画（仮称） に基づく平成35年度末の 長寿命化整備工事計画棟数 を100とした場合の進捗率 （小・中学校）	—	15%	100%
幼保連携型認定こども 園に移行している園数	0園	6園	11園

2 教育機能と就学支援の充実

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
学校図書館図書標準を 達成した学校の割合 （小・中学校）	100%	100%	100%
教育用PC内、タブレ ット端末の配置台数 （PC教室除く）割合 （小・中学校）	11.2%	30%	50%
応用力（思考力・判断 力・表現力）を身につ ける教育活動に力を入 れる必要があると回答 した教員の割合	小 15.9% 中 6.9%	小 25% 中 15%	小 35% 中 30%

Ⅲ 子どもの安全確保

1 子どもの安全対策の推進

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
子ども人口千人当たりの不審者情報メール配信先件数	7.6件	8.4件	9.1件
スクールガード・リーダーの年間派遣回数 (小学校1校当たり)	9.2回	9.5回	10回

2 子どもの交通安全対策の推進

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
通学路合同点検計画における達成率	64%	84%	100%

Ⅳ 青少年の健全育成

1 子どもの体験活動の充実

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
子ども会の加入率	59.1%	69%	73%
高松市ホームページにある子ども向けサイトへのアクセス数	45,161件	58,000件	70,000件

2 青少年の健全育成の推進

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
少年人口千人当たりの補導人数	21人	18.7人	17.1人
ICT機器を活用して情報モラル教育を実施している教員の割合	小 73.5% 中 59.0%	小 80.0% 中 80.0%	小 90.0% 中 90.0%
児童の情報モラルについての理解度 出前授業後のアンケート評価	—	90%	95%

V 家庭・地域の教育力の向上

1 学校・家庭・地域の連携強化

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
学校・家庭・地域が協働で教育活動の支援に取り組む仕組みを設けている学校数(小学校)	1校	10校	20校

2 家庭及び地域教育力向上の推進

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
朝ごはんを食べている子どもの割合(小6)	87%	89%	91%
「子どもを中心とした地域交流事業」を実施している地域の割合	—	90%	100%

VI 生涯学習の推進

1 学習機会の充実

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
まなびCAN及びコミュニティセンターの講座の延参加者数	609,561人	625,000人	637,000人

2 学習施設・機能の充実

項目	H26年度末数値	H31年度末数値	H35年度末数値
市民一人当たりの図書館図書貸出冊数	6.4冊	8.0冊	8.2冊

資料

1. 高松市教育委員会主要計画等の策定状況

平成 7 年 6 月	高松市生涯学習基本計画
平成 15 年 8 月	新高松市生涯学習基本計画（いきいき高松まなびプラン）
平成 16 年 4 月	高松市人権教育・啓発に関する基本指針
平成 16 年 8 月	高松市子ども読書活動推進計画
平成 20 年 2 月	第 5 次高松市総合計画 「新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン」
平成 20 年 3 月	いきいき高松まなびプランⅡ ―高松市生涯学習基本計画―
平成 21 年 3 月	新高松市子ども読書活動推進計画
平成 21 年 3 月	学校跡地・跡施設利用基本計画
平成 22 年 3 月	学校跡地・跡施設利用実施計画
平成 22 年 3 月	高松市教育振興基本計画 学校が好き 高松が好き 夢にむかう子どもたち
平成 25 年 3 月	いきいき高松まなびプランⅢ ―高松市生涯学習基本計画―
平成 26 年 3 月	新高松市子ども読書活動推進計画【改訂版】
平成 27 年 4 月	高松市いじめ防止基本方針
平成 28 年 3 月	第 6 次高松市総合計画
平成 28 年 3 月	第 2 期高松市教育振興基本計画

2. 第1期計画の施策の目標に掲げた項目の進捗度

A：予定通り進行している B：概ね予定通り進行している C：予定よりやや遅れている D：予定より大幅に遅れている

I 学校教育の充実

1 確かな学力の育成

項 目	平成20年度末 の数値	平成27年度末 の目標数値	平成26年度末達成状況	
			実績値	進捗度
個別補充学習「マイ・スタディ」を実施する学校 (小・中学校)	—	全校	全校	A
特別支援教育指定園の数 (幼稚園)	9園	全園	26園	A
特別支援教育支援員数 (幼稚園, 小・中学校)	45人	98人	小・中学校 65人 幼稚園 40人	B B
個別教育支援計画の作成率 (小・中学校)	45%	100%	97%	B
帰国児童等指導員の指導回数 (小・中学校)	1校当たり 12回/年	1校当たり 24回/年	1校当たり 24回/年	A

2 豊かな心と体を育てる教育の推進

項 目	平成20年度末 の数値	平成27年度末 の目標数値	平成26年度末達成状況	
			実績値	進捗度
「ありがとうの日」を実施する学校 (幼稚園, 小・中学校)	—	全校	幼稚園 全園 小・中学校 全校	A
外国語指導助手（ALT）等によるチーム・ティーチングの実施回数 (小・中学校)	中学校全学年 週0.5回	小学校5・6学年 週1回 中学校全学年 週0.5回	小学校5・6学年 週0.7回 中学校全学年 週0.7回	B
全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (小学生) (中学生)	男子53.9点 女子54.6点 男子42.4点 女子50.2点	男子56.0点 女子57.0点 男子44.0点 女子51.5点	男子 53.1点 女子 54.4点 男子 41.4点 女子 48.7点	B
朝ごはんを食べている子どもの割合 (小学校6年生)	87%	90%	87%	B
「マイ・ランチの日」を実施する学校 (小・中学校)	—	全校	全校	A
小児生活習慣病二次検診受診者（有所見児童）における受診後の改善・改善傾向の児童数の割合 (小学生)	40%	42%	39.4%	B
食に関する年間指導計画を作成している学校の割合 (小・中学校)	小学校 90.4% 中学校 91.7%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	A
健康教育研修会の参加者数 (小・中学校)	124人	全ての小・中学校から2人以上	125人	A
キャリア教育のカリキュラムを作成している学校の割合 (小学校)	65%	100%	92%	A
サンクリスタル学習参加校数 (小学校)	36校	35校	36校	A
暴力行為の発生件数 (小・中学校)	570件	20年度発生件数の70%程度	224件	A
いじめ発生件数 (小・中学校)	314件	20年度発生件数の80%程度	110件	A
不登校に関する教員研修の参加者数	55人	200人	236人	A
適応指導教室の児童・生徒の学校復帰率	34%	50%	51.9%	A
フレンドシップ事業の参加者数	86人	120人	152人	A

3 教員の資質向上と教育指導体制の充実

項 目	平成20年度末 の数値	平成27年度末 の目標数値
校務用コンピュータの整備率 (小・中学校)	0%	100%
教職員研修講座の参加者数	816人	1,500人
教育センター(仮称)の整備	—	整備

平成26年度末達成状況		
実績値		進捗度
100%		A
2,785人		A
電気設備	100%	A
機械設備	100%	
建 築	80%	

II 学校教育環境の整備

1 学校教育施設の整備

項 目	平成20年度末 の数値	平成27年度末 の目標数値
学校施設耐震化率 (幼稚園, 小・中学校, 高等学校)	67%	100%
給食場半ドライシステム化整備率 (小・中学校)	10.25%	40%
校庭の芝生化を実施した学校 (幼稚園, 小学校)	—	小学校 7校 幼稚園 7園

平成26年度末達成状況		
実績値	進捗度	
幼稚園 100%	A	B
小・中学校 98.8%		
高等学校 100%		
11.11%	C	
小学校 12校	B	A
幼稚園 5園	A	

2 教育機能と就学支援の充実

項 目	平成20年度末 の数値	平成27年度末 の目標数値
学校図書館図書標準を達成した学校の割合 (小・中学校)	小学校 50.0% 中学校 62.5%	小学校 100% 中学校 100%
情報教育に関する校内研修を実施する学校の割合 (小・中学校)	26%	100%

平成26年度末達成状況		
実績値	進捗度	
小学校 96.0%	A	A
中学校 95.7%		
98%	A	

3 家庭・地域との連携

項 目	平成20年度末 の数値	平成27年度末 の目標数値
学校サポート委員会の平均実働回数 (中学校)	—	1校当り 4回/年
放課後子ども教室実施校区数 (小学校)	15校区	46校区
地域の行事に参加する児童・生徒の割合 (小学校5年生)	74.60%	80%
(中学校2年生)	42.80%	45%

平成26年度末達成状況		
実績値	進捗度	
1校当り 2.2回/年	C	B
32校区	B	
75.3%	B	
47.4%	A	

III 家庭教育の向上

1 家庭・地域教育の充実

項 目	平成20年度末 の数値	平成27年度末 の目標数値
早寝早起き朝ごはん運動普及・啓発事業を実施する学校 (小学校)	38校	全校
子育て支援事業, 地域との交流活動の参加者総数 (幼稚園)	延べ59,313人	延べ65,000人

平成26年度末達成状況		
実績値	進捗度	
全校	A	A
延べ79,679人	A	

Ⅳ 青少年の健全育成

1 青少年の健全育成の推進

項 目	平成20年度末 の数値	平成27年度末 の目標数値	平成26年度末達成状況		
			実績値	進捗度	
放課後子ども教室実施校区数【再掲】 (小学校)	15校区	46校区	32校区	B	A
「情報モラルモデルカリキュラム」を活用した、教員研修を実施する学校 (小・中学校)	—	全校	96%	A	
学級担任による情報モラル教育を年2回以上実施する学校の割合 (小・中学校)	44%	100%	95%	A	

Ⅴ 子どもの安全確保

1 子どもの安全対策の推進

項 目	平成20年度末 の数値	平成27年度末 の目標数値	平成26年度末達成状況		
			実績値	進捗度	
P T Aへの不審者情報メール配信率の向上 (小・中学校)	89.30%	95%	97.3% (H27.1月現在)	A	A
学校安全管理研修会（年2回）の参加者数 (幼稚園、小・中学校、高等学校)	延べ210人	全ての学校・園から 1回につき1人以上	103人	A	

3. 策定経過

年 月 日	会 議 等	協 議 内 容 等
平成26年8月19日	庁内検討委員会	・次期基本計画の策定について ・アンケート調査について
平成26年11月28日 ～ 平成26年12月15日	高松市の教育に関する アンケート調査	・対象者 高松市立学校の小学生（3年生、5年生）、中学生（2年生）と、その保護者、高松市立小・中学校の教員（校長・教頭含む）、一般市民 ・回答数 4,665人
平成27年2月12日	庁内検討委員会	・アンケート調査結果について
平成27年2月23日	策定懇談会	・会長・副会長の選任 ・次期基本計画の策定について
平成27年2月26日	教育委員会定例会	・アンケート調査結果について ・懇談会の開催結果について報告
平成27年6月16日	総合教育会議	・総合教育会議運営要綱について ・大綱の策定について
平成27年8月25日	庁内検討委員会	・基本計画（素案）について
平成27年9月18日	総合教育会議	・第2期期高松市教育振興基本計画（教育に関する「大綱」）（案）について
平成27年11月2日	策定懇談会	・基本計画（素案）について
平成27年11月30日	教育民生調査会	・基本計画（素案）について
平成27年12月1日～ 平成27年12月28日	パブリックコメント	・基本計画（素案）について ・コメント件数 3件
平成28年1月28日	教育委員会定例会	・基本計画（案）について協議
平成28年2月10日	庁内検討委員会	・基本計画（案）について協議
平成28年2月16日	総合教育会議	・基本計画（案）について協議
平成28年2月29日	策定懇談会	・基本計画（案）について協議
平成28年3月25日	教育委員会定例会	・基本計画を決定

※その他、庁内検討委員会幹事会を4回開催（但し、第1回は、委員会と合同で開催）

4. 設置要綱

(1) 高松市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高松市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、高松市教育振興基本計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の基本方針の策定に関すること。
- (2) 基本計画に盛り込むべき事項及びその内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は教育長を、副委員長は教育局長を、委員は別表第1に掲げる職にある者、及び市立学校教育関係者のうちから教育委員会が委嘱する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。
- 3 幹事長は教育局総務課担当の教育局次長を、幹事は別表第2に掲げる職にある者、及び学校教育関係者のうちから教育委員会が委嘱する者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。
- 5 幹事会は、委員会の会議に付議する議案を検討し、及び委員会で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。
- 6 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事が、その職務を代理する。

(事務局)

第6条 委員会及び幹事会の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局は、教育局総務課職員及び学校教育課職員のうちからそれぞれの所属長の指名する職員で構成する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月11日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会の目的を達成した日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

区 分	役職名
委 員	市民政策局長
	総務局長
	財政局長
	健康福祉局長
	創造都市推進局長
	高松第一高等学校長

別表第2（第5条関係）

区 分	局名	役職名
幹 事	市民政策局	政策課長
	総務局	総務課長
	財政局	財政課長
	健康福祉局	子育て支援課長
		こども園運営課長
	創造都市推進局	文化芸術振興課長
		文化財課長
		スポーツ振興課長
		美術館美術課長
	教育局	総務課長
		学校教育課長
		保健体育課長
		生涯学習課長
		人権教育課長
		中央図書館長
		総合教育センター所長
		少年育成センター所長
		生涯学習センター館長

		高松第一高等学校事務長
--	--	-------------

（２）高松市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

（設置）

第１条 高松市教育振興基本計画の策定に当たり、広く市民の意見を聴くため、高松市教育振興基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（組織）

第２条 懇談会は、委員１２人以内で組織する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （１）学識経験者
- （２）各種団体の代表者
- （３）前２号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第３条 委員の任期は、懇談会の目的を達成する日までとする。

（会長及び副会長）

第４条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ１人置き、委員の互選により定める。

２ 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

２ 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３ 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第６条 懇談会の事務を処理させるため、事務局を置く。

２ 事務局は、教育局総務課職員及び学校教育課職員のうちからそれぞれの所属長の指名する職員で構成する。

（委任）

第７条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

１ この要綱は、平成２６年１０月１７日から施行する。

２ この要綱は、懇談会の目的を達成した日限り、その効力を失う。

３ この要綱による最初の協議会の会議は、第５条第１項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

高松市教育振興基本計画策定懇談会委員

平成26年12月22日委嘱

役職	氏名	団体名等・役職名
会長	佃 昌道	高松大学 学長
副会長	清國 祐二	香川大学 生涯学習教育研究センター長
委員	國宗 芳彦	元高松地区中学校長会会長
	栗 秀代	高松市民生委員児童委員連盟常任理事
	十川 道信	一般社団法人 香川経済同友会 代表幹事
	土井 信幸	高松市コミュニティ協議会連合会副会長
	蓮井 佳保里	市民公募
	馬場 恵美	高松市PTA連絡協議会副会長
	廣瀬 智子	高松市子ども会育成連絡協議会副会長
	福濱 政美	市民公募
	雪森 百合子	高松市立幼稚園PTA連絡協議会会長
	吉田 静子	高松市婦人団体連絡協議会副会長

5. 用語の解説（50音順）

用語の解説（※五十音順）	
あ行	
アクティブ・ラーニング	教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、子どもの能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称のこと。
I C T（Information and Communication Technology）	情報通信技術の総称のことで、近年では従来使用されていたITにC（通信）を含めた呼称が使用される。
一斉読書活動	朝の授業が始まる前など、全校で児童生徒が一斉に本を読む活動のこと。
A L T（Assistant Language Teacher）	日本人の教員の助手として、中学校の英語や小学校の外国語活動などの授業を行う外国語指導助手。
A D H D（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）	注意欠陥／多動性障がいのこと、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。
L D（Learning Disabilities）	学習障がいのことで、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態を指すもの。
か行	
学校関係者評価	学校の自己評価結果について、保護者や地域住民等の学校関係者が、教育活動の視察や意見交換を通じて評価することを基本として行う評価。
学校サポート委員会	地域の教育力を生かして児童生徒の健全育成を図るために、中学校が生徒指導に関する地域ボランティアを募り、組織したもの。
学校図書館指導員	児童生徒の豊かな読書活動を推進したり、学校図書館の環境整備をするために、本市が小・中学校に配置している指導員。
学校評価	学校が行っている教育活動その他の学校運営の改善を図り、教育水準を向上させていくために行う評価。
学校評議員制度	開かれた学校づくりを推進するため、地域住民等、当該学校の職員以外の者の中から学校評議員を選出し、その意見を学校運営に反映させる制度。
寛学	郷土の作家である「菊池寛」の生き方に触れるとともに、その作品を読み親しむ活動を、一斉読書活動や道徳、学級活動の時間等を通して行い、自己の生き方を考え、自らの夢を育み、高い志をもつ機会とする活動。
環境教育	児童生徒が環境についての正しい理解を深め、環境保全やよりよい創造のために必要な実践的な態度や資質、能力を育てる教育。

キャリア教育	
	子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育。
現職教育	
	教育の専門家として必要な教養、知性、技能を身につけ、教育効果を上げるために計画的、継続的に行う教員研修。
子ども議会	
	児童生徒の代表が、市議会の仕組みを知り、市政への理解を深め、関心を持つとともに、より良いまちづくりに関わっていく心を育む取り組み。
子ども子育て新制度	
	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと
コミュニティセンター	
	地域自らのまちづくり活動や地域における生涯学習の拠点施設で、施設の維持管理等の業務は、地域コミュニティ協議会が指定管理者として委託を受け、自主的に行っている施設。
さ行	
サンクリスタル学習	
	サンクリスタル高松（高松市中央図書館・菊池寛記念館・歴史資料館）を活用し、図書館・文学・歴史学習を行っている。
就学前教育	
	学校教育において初等教育より前の段階にある教育。
授業研究	
	優れた授業づくりのための理論や技術の習得、児童・生徒理解力の向上等、教員の専門性を高めることを目的に小・中学校、高等学校で行われるものであり、その多くは校内研修会や研究発表会で公開されている。
生涯学習センター	
	市民の幅広い学習ニーズに対応した学習機会や学習情報の提供、指導者の養成及び市民参画型事業の充実を図る生涯学習の拠点施設。
小中一貫教育	
	学びの連続性を重視し、少・中学校9年間の一貫したカリキュラムや指導方法の工夫等を通して、一人一人の個性や能力をより一層伸ばすことを目的とした教育。
小中連携教育	
	小学校高学年と中学校の発達段階における共通点に配慮し、教員間交流や一貫性のある継続的な指導等を通して、小・中の円滑な接続を図ることを目的とした教育。
少人数学級編成	
	国が標準としている「1学級＝40人」よりも、少ない人数で1学級を編制すること。
少年育成委員連絡協議会	
	高松市少年育成委員ならびに少年の健全育成に特に関心のある者で組織されており、地域活動の活性化を図り、少年の健全な育成に寄与することを目的に発足した団体。
情報モラル教育	
	情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で身に付けておくべき考え方や態度、及びネットワーク上で生じるさまざまな危険に的確に対応できる判断力等を養う教育。

新学習指導要領	
【学習指導要領】	
	学校教育法の規定により、国が定める小・中学校、高等学校などの教育課程に関する基準。小・中学校の新しい学習指導要領は、平成20年3月に改訂され、小学校は23年度、中学校は24年度から全面实施されている。
【幼稚園教育要領】	
	学校教育法の規定により、国が定める幼稚園の教育課程に関する基準。新しい幼稚園教育要領は、平成20年3月に改訂され、21年度から全面实施されている。
スクールガード・リーダー	
	児童・生徒を対象にした防犯活動を通して、スクールガード（学校安全ボランティア）に対し、よりよい防犯活動を行うための指導・助言を行う人。
スクールカウンセラー（SC）	
	児童生徒の心理的な問題等に関して高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う専門家。
スクールソーシャルワーカー（SSW）	
	生徒の置かれた様々な状況に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用することで、問題解決のために援助・助言を行う専門家。社会福祉士等の視覚を有する者又は、福祉と教育の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに優秀な活動実績等がある者により構成されている。
スーパーサイエンスハイスクール（SSH）	
	先進的な理数教育を実施する高等学校等を、「スーパーサイエンスハイスクール」として文部科学省が指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を支援している。
スマイルあいさつ運動	
	学校・家庭・地域社会が一体となってあいさつや声をかけあうことを通して、豊かな心を育むことや、学校・家庭・地域社会を明るく元気に活性化していくことを目指す運動。
全国学力・学習状況調査	
	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とした調査。平成19年度から小学6年生、中学3年生全員を対象に行われている。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	
	子どもの体力が低下している状況にかんがみ、国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とした調査。平成20年度から小学5年生、中学2年生全員を対象に行われている。
総合的な学習の時間	
	子どもたちに自ら学び、考え、解決する資質や能力などを育むことを目的として、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、国際理解、情報、環境、福祉など横断的・総合的な学習を実施する時間。
掃除教育「ぴかぴかデー」	
	保護者や地域のコミュニティ協議会等との連携のもと、クリーン作戦等とおして、規範意識を育成する取組。
た行	
第6次高松市総合計画	
	「活力あふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を目指して、本市の将来の都市像とこれを実現するための長期的な施策の大綱を明らかにし、新しいまちづくり及び市政運営の基本方針として策定された総合計画。
高松型学校支援体制	
	保護者や地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み（関係者により構成される協議会など）を設け、学校・保護者・地域住民等が支援内容等について合意形成する中で学校支援活動を推進する体制

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	
	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成２７年４月１日に施行されたことにより、各地方公共団体の長によって定められることとなった、その地域の実情に応じた、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱。
「強めよう絆」月間	
	いじめのない学校を目標に、各学校で「強めよう絆月間」を設定し、児童会や生徒会を中心に、友だち、家族、地域等との「絆を強める」活動を行い、よりよい人間関係づくりを促進する取組。
チーム・ティーチング	
	複数の教員が協力して授業を行う指導方法。１学級を複数の教師が担当し、複数の教師の目できめ細かく指導する方法、１つ又は複数の学級を集団の質によって編制しなおし、それぞれの教師が集団に適した指導を行う方法など、さまざまな指導方法がある。
適応指導教室	
	不登校状態の児童生徒を対象に、心理的支援や学習の援助をしながら学校への復帰を支援することを目標にしている教室。
特別支援教育	
	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
特別支援教育支援員	
	小・中学校において発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活の介助や、学習支援、安全確保などの学習活動上のサポートを行う人。
な行	
２０メートルシャトルラン	
	２０メートル間隔の地点を往復した回数を計測する持久走。
は行	
放課後子ども教室	
	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する、すべての子どもを対象にした、安心・安全な子どもの居場所。
放課後児童クラブ	
	下校後において保護者などが仕事や家庭の事情で、児童の生活指導が難しい家庭の児童を対象に、家庭的な雰囲気の中で保護者などに代わって生活指導を行い、様々な楽しい活動を通して児童の健全育成を図ることを目的に開設している場所。
ま行	
マイ・スタディ	
	放課後の時間等を活用して、児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実するための、個別の補充学習の時間。
マイ・ランチの日	
	「食」に関する指導の充実によって、「食」に対する理解を深めるほか「家族への感謝の心」や「食べ物を大切に思う心」を育むとともに、健全な食生活を形成するため、子どもたちが自分で弁当を作る取組。
や行	
余裕教室	
	児童生徒数の減少等により、既存の教室数と比較して学級数が減少し、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる教室。

ら行		
	ライフステージ	
		人の一生を年齢などによって区切った、それぞれの段階。教員の場合は、新規採用時、５年・１０年・２０年経験後、管理職登用後などのそれぞれ経験に応じた段階を指す。
	理科教育支援員	
		児童の科学への興味・関心、学習への意欲を高めるとともに、理科授業の内容を向上させるために本市が小学校に配置している、理科授業の支援員。